

3 月 4 日（第 1 号）

令和6年豊能町議会3月定例会議会議録目次

令和6年3月4日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
令和6年度町政運営方針	4

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第4号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めること について	11
-------------------------------------	----

（議案提案説明）

第5号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件	12
第6号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報提供に関する条 例改正の件	12
第7号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例改正の件	13
第8号議案 豊能町介護保険法関係事務手数料条例改正の件	14
第9号議案 豊能町子ども・子育て審議会条例改正の件	15
第10号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運 営に関する基準を定める条例改正の件	15
第11号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件	16
第12号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件	16
第13号議案 豊能町介護保険条例改正の件	16

第14号議案	豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件……………	17
第15号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件……………	18
第16号議案	豊能町宅地造成等規制法関係事務手数料条例を廃止する条例……………	19
第17号議案	豊能町奨学資金条例を廃止する条例……………	19
第18号議案	令和5年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件……………	19
第19号議案	令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件……………	22
第20号議案	令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件……………	22
第21号議案	令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第5回）の件……………	23
第22号議案	令和6年度豊能町一般会計予算の件……………	24
第23号議案	令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件……………	26
第24号議案	令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件……………	28
第25号議案	令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件……………	28
第26号議案	令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件……………	29
第27号議案	令和6年度豊能町下水道事業会計予算の件……………	31
（令和6年度町政運営方針に対する質問）		
管 野 英美子	……………	32
中 川 敦 司	……………	38

永 谷 幸 弘	45
才 脇 明 美	50
秋 元 美智子	54
池 田 忠 史	60
高 尾 靖 子	63
散 会 の 宣 告	67

令和6年豊能町議会3月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和6年3月4日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 11名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
3 番	吉田 正子	4 番	中川 敦司
5 番	寺脇 直子	6 番	管野英美子
7 番	永谷 幸弘	8 番	永並 啓
9 番	小寺 正人	10番	秋元美智子
11番	高尾 靖子		

欠席議員 12番 川上 勲

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	森田 雅彦	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	生活福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	杉田 庄司		

議 事 日 程

令和 6 年 3 月 4 日（月）午前 9 時 30 分開議

- | | | |
|-----|----|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 令和 6 年度町政運営方針 |
| 日程第 | 3 | 第 4 号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めること
について |
| 日程第 | 4 | 第 5 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件 |
| 日程第 | 5 | 第 6 号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条
例改正の件 |
| 日程第 | 6 | 第 7 号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例改正の件 |
| 日程第 | 7 | 第 8 号議案 豊能町介護保険法関係事務手数料条例改正の件 |
| 日程第 | 8 | 第 9 号議案 豊能町子ども・子育て審議会条例改正の件 |
| 日程第 | 9 | 第 10 号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運
営に関する基準を定める条例改正の件 |
| 日程第 | 10 | 第 11 号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件 |
| 日程第 | 11 | 第 12 号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件 |
| 日程第 | 12 | 第 13 号議案 豊能町介護保険条例改正の件 |
| 日程第 | 13 | 第 14 号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指
定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す
る基準を定める条例改正の件 |
| 日程第 | 14 | 第 15 号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件 |
| 日程第 | 15 | 第 16 号議案 豊能町宅地造成等規制法関係事務手数料条例を
廃止する条例 |
| 日程第 | 16 | 第 17 号議案 豊能町奨学資金条例を廃止する条例 |
| 日程第 | 17 | 第 18 号議案 令和 5 年度豊能町一般会計補正予算（第 10 回）
の件 |
| 日程第 | 18 | 第 19 号議案 令和 5 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘 |

			定補正予算（第3回）の件
日程第	19	第20号議案	令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
日程第	20	第21号議案	令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第5回）の件
日程第	21	第22号議案	令和6年度豊能町一般会計予算の件
日程第	22	第23号議案	令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
日程第	23	第24号議案	令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
日程第	24	第25号議案	令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
日程第	25	第26号議案	令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
日程第	26	第27号議案	令和6年度豊能町下水道事業会計予算の件
日程第	27	令和6年度町政運営方針に対する質問	

開会 午前9時30分

○議長（永並 啓君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年豊能町議会3月定例会議を開会いたします。

それでは定例会議に当たりまして町長より挨拶がございます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

皆様、おはようございます。

本日3月定例会議に当たりまして、議員の皆様にはお忙しい中、御参集を賜り誠にありがとうございます。

まずは、先ほど自治功労者表彰、特別表彰、永年在職議会議員表彰と、それぞれ表彰をされました4名の議員の皆様、長きにわたり町政発展のために御尽力いただきましたこと、誠にありがとうございます。私からも心から厚くお礼を申し上げますとともにお祝いを申し上げる次第でございます。本当におめでとうございます。

さて、私事でございますが、昨年の3月3日に町長に就任をさせていただき1年が過ぎました。この1年、令和5年度を振り返りますと、子育て世代に対する支援や人口流入策の一環としての住宅建て替え支援、住民レベルでの地域活動への支援、ダイオキシン類を含む廃棄物対策など、様々な事項について議会の皆様に御理解・御協力いただきまして、また多くの町民の皆様の御理解・御協力をいただきまして、ここまで歩を進めてまいりました。本当にありがとうございます。

後ほど、議長のお許しをいただきまして令和6年度の所信の一端を述べさせていただきますが、引き続き山積する課題等について、一つ一つ丁寧に、そしてしっかりと

改善・解決に向け取組をさせていただき、地に足のついた持続可能な行財政運営を進めてまいり所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、御理解・御協力を賜りますよう何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは改めまして、本日3月定例会議に当たり、議案といたしまして、人事案件、条例改正、令和5年度の補正予算、令和6年度当初予算など24件について御提案をさせていただきますいております。多くの案件を御提案させていただいておりますが、いずれも重要な案件でございますので慎重に御審議をいただき御決定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、3月定例会議の会議期間は、本日から3月22日までの19日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番・才協明美議員、3番・吉田正子議員を指名いたします。

日程第2「令和6年度町政運営方針」を議題といたします。町長から町政運営方針の説明を求めます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、令和6年度の町政運営方針を申し述べさせていただきます。

はじめに。

豊能町議会3月定例会議の開会に当たり、令和6年度の町政運営における基本的な考え方と主な施策を申し上げ、町議会議員並

びに住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和5年3月3日に町長に就任してから早くも1年が経過しました。この間、将来にわたって持続可能な豊能町を築き上げるという意識を強く持って町政運営の重責を担ってきました。

令和5年度は、子育て世帯に対する支援として中学校給食の無償化、保育所での使用済みおむつの回収、乳幼児医療費助成制度の所得要件の撤廃、物価やエネルギー価格の高騰に対する家計及び事業者への支援として、国の臨時交付金を活用したお買い物クーポン券の配布などの施策を進めてきました。

また、住宅の建て替え及び転入の促進を図るため、既存の空き家住宅の除却や家財道具等の処分に対する補助及び町の活性化に資する取り組みとして、まちのにぎわいづくりの取り組みを支援する「豊能町にぎわい事業補助金」を創設しました。

さらに、令和8年4月に東・西地区それぞれに施設一体型の義務教育学校を開校するために引き続き、小中一貫校の整備に取り組むとともに、公共施設の再編・集約によるコンパクトなまちづくりを進めるために「豊能町公共施設再編に関する基本方針」を策定しました。

昨年10月から11月にかけて、「公共施設の再編について」をテーマにして自治会ごとに町政懇談会を開催したところ、住民の皆様から様々な御意見をいただきました。

とりわけ、東地区の公共施設再編に関しては余野地区の「中央公民館から本庁周辺」で整備することとしていますが、現在、旧双葉保育所などにダイオキシン類を含む廃棄物を仮置きしており、ダイオキシン類を含む廃棄物については、公共施設の再編整

備と併せて処分することとしています。

長年の懸案事項でありますダイオキシン類を含む廃棄物の最終処分については、余野地域の皆様の深い御理解と御協力をいただき、ボーリング調査に向けた準備を進めることができました。今後は、調査結果を待って、地域の皆様との十分な意見交換を通して、処分場所を決定し処理を進めていきます。

一方、今後の人口減少や高齢化が進む中、地域公共交通については、年々利用者が減少するなどの課題解決に向けて、西地区において、令和4年度に引き続きA I オンデマンド交通「ハニタス」を実証運行しました。

このほか、公民連携による活気あるまちづくりを推進するため、日本郵便（株）、大塚製薬（株）及び生活協同組合コープこうべの3者それぞれと包括連携協定を締結しました。今後は、本町と3者それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の一層の活性化及び住民サービスの向上を図っていきます。

以上、本町が抱える様々な課題を解決するために、各種施策を展開してきました。

令和6年度当初予算案。

本町の財政状況は、令和4年度一般会計の決算で、実質収支は3億4,825万円の黒字となりました。しかし、長年の課題である町税の減少傾向は継続しており、国の財政措置次第で、町の財政状況が大きく左右される状況が続いています。

経常的な収入である一般財源がどの程度経常的な経費に充てられているかを示す経常収支比率は、97.2%と前年度より6.7ポイントの増となり、財政の硬直化が大きく進みました。また、基金の取り崩しによる財政運営は続いており、基金残高の減少と財政状況の硬直化は今後も続くと言

す。

さらに、今後は小中一貫校施設整備や公共施設再編、インフラの更新費用、高齢化等により増加する医療費等の社会保障関係経費に加えて、物価高騰の影響により、これまでになく多額の財政負担が見込まれます。

このため、令和6年度当初予算編成方針において、将来にわたり持続可能な財政運営に向けた財政構造の変革を進めるため、今までの事業体系にとらわれることなく、全ての事業をゼロベースで再度精査するとともに、国・府の交付金・補助金及び過疎指定を受けたことによる国の有利な交付金・補助金を最大限に活用できるよう情報収集を行い、十分に精査したうえで、限られた財源を効果的かつ実効性のある施策に重点に配分しました。

本町の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計83億5,500万円、特別会計58億6,000万円、下水道事業会計15億2,400万円、合計157億3,900万円であります。

こうした厳しい財政事情の中、総合まちづくり計画の将来像であります「自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまちとよの」の実現に向けた施策をいかに実行していくのか、令和6年度における施策につきまして、三つの基本指針に沿ってその一端を申し述べさせていただきます。

基本指針1「住民主役のまちをつくり出す“ひとづくり”」について。

まちの活力を維持し続けるためには、人と人とがつながり合い、住民が主人公のまちづくりを推進することで、まち全体に魅力とにぎわいをつくり出すことが必要であります。

1. まちの未来につながる教育の推進。

令和8年4月、東西それぞれに施設一体型の義務教育学校の開校を目指し「豊能町

保幼小中一貫教育グランドデザイン」で示した「保幼小中一貫教育」と「地域とともにある学校」を柱として、各小中学校において再編・統合に向けた準備を進めています。

東地区においては、令和4年4月から施設分離型小中一貫教育校「東能勢小中学校」を先行して開校し、中期学部（5，6，7年生）において教科担任制を導入するとともに「豊能町小中一貫カリキュラム」に基づく9年間をつなぐ学びの検証を行っています。

西地区においては、本年4月から吉川中学校の校舎・敷地を活用して義務教育学校を開校するための改修工事を実施します。この改修工事を行う令和6年から7年度、吉川中学校の生徒は光風台小学校において学習活動を行うことになり、園児、児童、生徒の交流を初め保幼小中一貫教育をできるところからスタートしていきます。

また、地域とともにある学校づくりを進めるため、令和4年4月に学校、PTA、自治会や地域の青少年団体、卒業生などから委員を選出していただき、学校運営協議会を東能勢中学校区と吉川中学校区に設置しました。そして協議会委員の皆様と関係者からなる開校準備委員会と六つの部会では、校名や校章、校歌などの策定や5年生からの標準服の着用、通学路の安全、PTAの在り方などの検討を進めていただいています。

義務教育学校開校まで、あと2年。豊能町の素晴らしい自然や歴史や文化、産業などを学び、豊能町の将来のことも考える豊能町独自の取り組み「とよの未来科」やその日習ったことをふり返る「自学ノート」の取り組みも全小中学校で始まりました。

「豊能町に誇りをもち、自信をもって社会を生き抜く子ども」の育成を目指し、地域、

保護者、教職員、そして行政みんなで、一貫性・継続性・発展性を大切にした「未来を拓く教育」を目指していきます。

小学校給食においては、物価高騰により食材費が高騰したため、子ども達の栄養価を考慮した給食内容の維持及び給食費値上げの抑制の観点から給食費の一部補助を行います。

また、中学校給食においては、中学生のいる家庭の保護者の負担軽減の一環として中学校給食費無償化を昨年度に引き続き実施します。

さらに、本町在住で高等学校に通学する生徒のいる家庭に対して、生活支援の一環として通学費の一部補助を行います。

そして、西地区においては、吉川保育所とひかり幼稚園を統合し、新たな認定こども園設置に向けて協議を進めていきます。

道路交通法が改正され自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、安全で安心な暮らしに資することを目的に自転車用ヘルメットの購入費に対する補助金制度を創設し、町内に暮らす子ども（15歳以下）に対し、自転車用ヘルメットの着用を促進します。

2. いつまでも健康で、みんなが活躍するまち。

誰ひとり独りぼっちにさせない、誰もが安心して住み続けることができるまちづくりの取り組みの一環として、一人暮らし高齢者等の緊急通報装置貸与事業と豊能町社会福祉協議会の緊急時安否確認（かぎ預かり）事業を改編し、民間事業所との連携により医療・介護・福祉・見守り体制のさらなる強化を図っていきます。

また、認知症高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員・地域の介護事業所等と連携し、専門的な知識を持つ職員が認知症本人やその家族

に対する日常生活上の工夫等の助言などを継続的に行う、専門的な相談窓口の拠点を整備するとともに、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを進めていきます。

そして、高齢者・障害者・子ども等を対象とした福祉に関する本町の分野別計画との整合性や連携を図りながら、これらの計画を総合的に包括した計画として「第5次豊能町地域福祉計画」を策定し、住民の主體的なまちづくりに対する参画を促し、生活全般にわたる福祉の向上を目指していきます。

さらに、障害、生活困窮、ひきこもり、8050問題、虐待など多様化・複雑化する相談については、福祉に関する総合的な相談支援を行う福祉相談支援室において専門職による支援や関係機関との連携の充実を図り、孤立孤独対策の強化に努めます。

3. 安心して子どもが産める環境づくり。

子育て家庭が身近な地域で多様なつながりを持てる仕組みづくりとして、池田泉州銀行光風台出張所内の空きスペースを活用して、子育て支援センターすきっぷを運営し、未就学児の親子が気軽に集える憩いのスペースやプレイルームの開放、また、各種事業で多世代が交流できるコミュニティを提供するなど、子育て世代を支援していきます。

また、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を整えるため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を実施するとともに、満1歳までの乳児を養育する方の負担軽減と子育て情報の提供を目的とした、育児訪問見守りギフト事業によって受託業者が家庭を訪問することにより、孤立や虐待の早期発見、予防を図っていきます。

留守家庭児童育成室においては、入室希望児童が増加したため、必要な備品を購入し環境を整備します。また、吉川留守家庭児童育成室を開室し、保育の充実を図っていきます。

4. まちを好きと思ってもらえる移住・定住促進。

地域外の人材を積極的に活用し、地域力の維持・強化に取り組むために、地域おこし協力隊や地域活性化企業人を招き入れ、SDGsのまちづくりや妙見口駅前の活性化方策などを検討します。

感染症を経験し、テレワークの浸透と地方移住への関心が高まる中、移住促進と企業等の人材不足を解消することを目的に、若年層で大阪府外から移住された方を対象に移住応援金を支給します。また、併せて新たに正規就労等を伴う移住をされた方へは、さらに応援金を支給します。

また、地域住民や団体が主体となって、より多くの人たちが参加でき、町内におけるまちの活性化につながる取り組みに対して、補助金を交付して支援します。

ふるさと納税については、事業者や返礼品数の増加に向けて、産業振興の視点も含めて町内業者との連携を積極的に働きかけるとともに、ポータルサイト運営会社との一層の連携を図り、多くの方に選んでいただけるサイト作りを目指していきます。

豊能町のファンを増やす取り組みとして、イメージキャラクター「とよのん」のPR活動を通じて、本町の様々な魅力や特性、また、特産品や観光資源等をフェイスブックやインスタグラムなどを効果的に活用しながら、町内外に積極的に発信していきます。

2025年大阪・関西万博に向けた機運醸成を図るため、北摂の各市町と連携したデジタルスタンプラリーの開催や記念グッズの

制作などの取り組みと併せて本町の魅力を発信していきます。

また、2025年大阪・関西万博をPRするために、万博公式キャラクターをデザインした原動機付自転車用ナンバープレートの作成・発行を行います。

さらに、地域資源であるトヨノノレポーターによる活動を支援し、情報発信サイト「トヨノノPORTAL」において、行政とは異なる視点での魅力発信を行うことにより、新たな地域魅力の発掘と交流人口の増加を目指していきます。

人口減少と急激な高齢化に伴い、本町の空き家数は今後も増加することが予測されます。空き家の利活用を促進するため、空き家バンクへの登録を条件に家財道具の撤去などを行う場合、その撤去費を補助します。また、新たな補助制度として、空き家バンクを通じて居住された方が、リフォームを行う場合にリフォーム費用の一部を補助し、移住促進を図っていきます。

空き家の除却を促進し、住宅地の流動化と住民にとって安全で安心な居住環境の改善に資することと、町外からの転居者の増加を目指すため、空き家の除却に補助金を交付し、本補助を受けて除却を実施した土地に対して最大3年間の固定資産税を減免します。

基本指針2「未来の活力を生み出す“しごとづくり”」について。

だれもが働きやすく、活気あふれるまちづくりのためには、担い手不足が深刻化している農業への対策や、ポストコロナ・ウィズコロナの中での新しい働き方、また多様な人々が多様な働き方を実現できることが必要であります。

1. まちで働く人を応援。

企業誘致につきましては、消防署東出張所南側に（株）コメリの店舗誘致を決定し

ており、令和7年5月頃の開店を目指し、事業に着手しているところです。本年夏頃から予定しております造成・店舗建築・周辺緑地等整備工事が円滑に進むよう引き続き事業者と協力していきます。

都市計画マスタープランで本町が目指す新たなまちづくりを実現するため、幹線道路沿いや、近隣商業地域周辺の一部について住民にとって利便性のある機能を持たせるよう用途地域の変更見直しを行います。

また、沿道区域内における開発行為及び建築行為について基準が緩和されたことから、これまで実現不可能であった飲食店や店舗の営業等、土地利用の範囲が広がったため、同沿道区域内で店舗等を開業しようとする者に対し、費用の一部支援（補助）を実施し、地域のにぎわいづくり、周辺地域の活性化の推進を図っていきます。

さらに、雇用とにぎわいを創出するために、新たな企業誘致に向けて取り組むとともに、公共施設の再編により生ずる公有地の跡地の有効活用についても検討を進めていきます。

2. 地域経済を循環させる。

農空間整備については、高齢化の進行等に伴い、後継者不足が深刻化してきていることから、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産性の向上を図り持続可能な農業経営を目指すため、令和4年度から工事着手している牧地区に加えて、令和6年度からは高山地区においても農地中間管理機構関連農地整備事業（ほ場整備）の工事に着手します。

農業従事者の高齢化や後継者不足問題の解決策の一助として、町内の農地で就農を希望する方に対して、必要な技術や知識、経営ノウハウを学ぶ「とよの就農支援塾」を引き続き開校し、農業の担い手育成を行います。

また、町内の農地で営農を開始しようとする新規就農希望者に対し、就農時の支援をするため農業用機械等の購入費用の一部を補助することで就農を促し、農業従事者の確保と遊休農地の解消を図っていきます。

さらに、効率的で安定的な農業を営む方策として農業用園芸ハウスが有効であることから、設置費用の一部を補助し、農業の活性化、生産物の品質向上を図っていきます。

3. 地域産業を元気にする6次産業化。

町内農業の活性化を図るため、豊能町直売所運営協議会と連携し、豊能町産農産物の流通拠点である直売所「志野の里」の運営を支援します。

野生鹿・猪等による農作物等への被害は、収益を減少させるだけでなく、従事者の意欲を減退させてしまう深刻な問題であることから、野生鹿・猪等の農林業被害を最小限に留めるため、地元猟友会の協力のもと、個体数の調整を行うとともに、可動式の有害鳥獣捕獲檻貸出や獣害防止柵等設置費用の助成を行います。また、狩猟従事者減少の問題に対しても、狩猟免許取得に係る費用の補助を実施し、人材育成を図っていきます。

基本指針3「緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”」について。

10年後の未来に本町で快適な暮らしを送り続けるためには、環境に配慮しつつも、人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）といった先端技術も活用しながら、誰もが快適で、暮らしを豊かにするための取り組みが必要であります。

1. 住民の生活の質（QoL）向上を目指したコンパクトなまちづくり。

本町のまちづくりにおける大きな課題の一つである地域公共交通については、バス路線やデマンドタクシーなど多様な交通モ

ードの運行を支援し、まちのにぎわいを生む生活圏の移動の充実を図ることで、公共交通ネットワークを維持していきます。

また、実証運行を終えたA I オンデマンド交通についても検証を進めながら、新たな交通モードを組み合わせることによる人流増加を目指し、さらなる交通需要増大の仕掛けをつくっていきます。

公共施設の再編につきましては、東西それぞれの地区の地域特性を踏まえ、将来の人口規模や財政規模に見合った公共施設に集約整備するための基本計画策定に向けての事業に着手したところです。

今後は、住民アンケートやワークショップを通して、住民の皆様の御意見を踏まえながら基本計画の策定に取り組んでいきます。

なお、東地区においては、令和6年度中に再編予定区域内の既存施設の在り方を含めた、全体の基本計画策定を目指していきます。

また、西地区においては、ワークショップや意見交換を通して、施設に求める機能やその規模等についてさらに検討を進め、令和7年中の基本計画策定を目指していきます。

義務教育学校開校により、令和8年3月で閉校となる学校施設等跡地利活用については、住民の皆様と意見交換を行いながら、学識者を含む学校施設等跡地利活用検討委員会を立ち上げ議論を進め、地域の活力や魅力の維持向上のために新たな価値の創出、公共空間のより良いかたちを検討していきます。

見守りタグを身に付けた小学生や高齢者が、町内約80箇所に設置された受信機付近を通過すると、家族等が位置情報を確認できる見守りサービスを引き続き実施し、安全・安心なまちづくりに取り組んでいきま

す。

町全体の防災力の強化を図るため、町域内で発生するおそれのある災害等の非常事態に備え、計画的に避難所の備蓄品を整備するとともに、地域の自主防災組織等が防災活動や避難活動を行うための環境整備に係る費用の一部を助成します。

消防団については、各種災害時における多様なニーズに対応するため、消防署とのさらなる連携強化を図るとともに、救命講習の受講により迅速な救命活動に努めます。また、引き続き消防団車両の更新や個人装備品の貸与など活動環境の整備を実施します。

町道の老朽化した舗装について、点検結果をもとに策定した舗装個別施設計画に基づき、計画的に更新を行うことで交通の円滑化を図っていきます。

また、町内の道路において、通行の安全性を維持・確保するため、点検結果をもとに策定した道路付属物修繕計画に基づき、道路反射鏡などの老朽化した道路付属物の更新を行います。

町内の道路橋を安全で安心して通行できるよう、法令点検結果をもとに策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の修繕を行い、長寿命化を図っていきます。

地籍調査推進事業については、地籍を明確化し、大規模災害が発生した際の迅速な復旧・復興が可能となるまちづくりの基盤を構築することにより、町内における土地の保全及びその利用の高度化を図っていきます。

2. 人が活躍できる地域コミュニティづくり。

令和5年7月に創設したこども食堂支援補助金については、子どもの健やかな成長の促進及び子どもが安心できる地域の居場

所づくりを推進するとともに、経済的に困難を抱える家庭の負担軽減を図るため、引き続き取り組んでいきます。

また、障害者の自立した生活の場を確保し、町内における障害者グループホームの開設促進を図るために、引き続き開設事業者に対して費用の一部を助成します。

3. 低炭素社会の実現による持続可能なまちづくり。

森林整備については、森林がもつ公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながります。しかし一方で、所有者や境界が分からない森林の増加や森林整備の担い手不足等が大きな課題となっています。そのため、災害防止・国土保全機能強化等の観点から森林環境譲与税を活用し、地番参考図の整備やCO₂排出量削減の取り組みを推進するため、間伐等の森林整備を進めていきます。

ダイオキシン問題は、本町の最重要課題の一つであり、本町の発展にはダイオキシン問題の解決が不可欠となっています。

今後は、町の活性化を願い苦渋の決断をいただいた地域の皆様の想いに応えられるよう、慎重かつ迅速に問題の解決に努めてまいります。

むすびに。

以上、新年度の町政運営に臨む所信の一端と主な施策の概要について申し上げます。

本町は今、人口急増期に相次いで建設した公共施設の維持管理費用や、高齢化の進行に伴う医療・介護などの社会保障関連経費に係る費用などの増加が見込まれています。また、自治体DXの推進など、新時代の行政運営の変化にも迅速に対応していく

ことが求められているところで、町政を取り巻く課題は山積している状況でございます。

このような情勢の中におきましても、引き続き財政の健全性をしっかり見極めながら、住民の皆様のニーズを的確に捉えることに留意しつつ、重点方針である「将来にわたり持続可能な財政運営」、「住民が安心して暮らせるまちづくり」、「地域の活性化」に資する事業を着実に実現していくために必要な経費をこのたび計上いたしました。

住民の皆様から寄せられた希望や期待を真摯に受け止め、令和6年度も情熱と責任をもって、課題を先送りすることなく、今できること、今すべきことを確実に迅速に実行することを目指して、まちの将来像である「自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまちとよの」の実現に向け粉骨砕身の思いで取り組んでいきます。

そのために、職員全員と協力しながら、一丸となって覚悟をもって町政運営に邁進してまいりますので、町議会議員並びに住民の皆様のさらなる御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、令和6年度の町政運営方針といたします。

○議長（永並 啓君）

日程第3「第4号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、改めまして第4号議案、豊能町監査委員の選任について同意を求めることについて御説明を申し上げます。

本件は、監査委員の任期満了に伴う同委員の選任に対し、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでござ

ございます。

同意をお願いする方は、田中啓二さんで
ございます。経歴等につきましてはお手元
にお配りしております略歴書を御覧いた
だきますようお願いいたします。田中さん
はこのたび、新たに就任をお願いするも
のでございます。なお、任期は令和6年5月
1日から4年間でございます。御審議の上、
御同意賜りますようよろしくお願いを申し
上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛
成の方は御起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり同意
することに決定いたしました。

日程第4「第5号議案 豊能町附属機関
に関する条例改正の件」を議題といたしま
す。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。

それでは第5号議案、豊能町附属機関に
関する条例の一部を改正する条例につつま
して御説明申し上げます。

議案書の4ページ及び議案概要資料を御
覧ください。

本件の提案理由でございますが、学校施
設等の跡地利活用に関する必要な事項につ
いての調査審議に関する事務を行う附属機
関を設置するため、豊能町附属機関に関す
る条例の一部を改正するものでございます。

続きまして議案書の5ページをお開きく
ださい。

改正の内容でございますが、豊能町附属
機関に関する条例第1条第1号の表に、豊
能町学校施設等跡地利活用検討委員会を加
えるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は
公布の日より施行することとし、豊能町特
別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例を一部改正し、学校施設
等跡地利活用検討委員会委員長の報酬を日
額1万5,000円、同委員の報酬を月額7,000
円と定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いた
だき御決定賜りますようよろしくお願い申し
上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第5「第6号議案 豊能町行政手続
における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の
利用及び特定個人情報の提供に関する条例
改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第6号議案、豊能町行政手続
における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の
利用及び特定個人情報の提供に関する条例
改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の6ページ、7ページ、議案の概
要資料及び新旧対照表を併せて御覧くださ
い。

提案の理由でございますが、豊能町行政

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例が引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下法と言わせていただきます。この法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

法の改正により、本条例において引用する法別表第2が削除されること等に伴い、本条例の規定について法改正を踏まえたものとするものでございます。

法別表第2には、特定個人情報の照会、提供等の情報連携が可能な事務及び特定個人情報が定められていましたが、その内容を省令で定めることで新たに必要となる情報連携のより迅速な対応が可能となるものでございます。

まず第2条関係、定義でございますが、用語の定義としまして、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報を新たに追加するものでございます。

次に第4条関係、個人番号の利用範囲ですが、まず第1項としまして、法別表第2の削除に伴い、条例の規定中同表を引用する箇所について、先ほど御説明しました新たに定義された用語に改めるものでございます。

また、第2項としまして、同様の内容は法に規定されているため、重複する条例の規定を削除するものでございます。

次に、第5条関係、特定個人情報の提供ですが、第4条第1項と同様に、法別表第2の削除に伴い、条例の規定中同表を引用する箇所について、先ほど御説明しました、新たに定義された用語に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日は改正法の施行日と同日となりますが、具体的な日が未定であるため、規則で定める日とするものでございます。現時点では、令和6年5月末頃の予定とされております。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第6「第7号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第7号議案、豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の8ページから11ページ、並びに議案の概要資料及び新旧対照表を併せて御覧ください。

提案理由でございますが、本件は地方自治法の一部を改正する法律の改正内容に基づき、会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とするよう所要の改正を行うものでございます。

それでは条例の改正内容について御説明申し上げます。

第2条は、勤勉手当を支給することができるよう、給与の項目に勤勉手当を追加するものでございます。

第13条では、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給要件につきまして、一般職の給与条例を準用すると規定しているところでございますが、支給率につきましては一般職の給与条例を準用せずに、新たに支給率を100分の120と定めるものでございます。

第14条では、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給要件につきましても、

期末手当と同様に支給率を100分の48.75と定めるものでございます。

また、任期の定めが6か月に満たない会計年度任用職員が一会計年度内において合計で6か月以上任用となった場合及び前年度の末日以前から任用されていた職員が引き続き新たにその翌日から6か月未満で任用され、基準日に通算して6か月以上在籍している場合に勤勉手当を支給することができるようにするものです。

第24条のパートタイム会計年度任用職員の期末手当及び第25条のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当につきましては、先ほど御説明しました第13条及び第14条のフルタイム会計年度任用職員と同様の規定とするものでございます。

第12条及び第20条から第23条並びに第27条は、新たに条を追加したことにより、引用する条の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年7月1日から施行するものでございます。

また、豊能町職員の育児休業等に関する条例第7条第2項中、育児休業をしている職員の期末手当の支給要件につきまして会計年度任用職員を除くと規定していたことから、今回の改正により支給可能となることから、当該部分を削除するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第7「第8号議案 豊能町介護保険法関係事務手数料条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

おはようございます。

それでは、第8号議案、豊能町介護保険法関係事務手数料条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定の更新及び指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合の手数料を定めるものでございます。

それでは、Side booksの議案書12ページから13ページ、議案概要の13ページから14ページを御覧ください。

この条例は、介護保険制度の中で事業を行う場合に必要な事業者の指定の手續に係る手数料を定めるものでございます。

指定居宅介護支援事業者とは、要介護認定を受けた被保険者がサービスを利用する場合にケアマネジメントを行う事業者で、指定介護予防支援事業者とは、主に要支援認定を受けた被保険者がサービスを利用する場合にケアマネジメントを行う事業者でございます。

これまで指定介護予防支援事業者の指定につきましては地域包括支援センターの設置者でなければ申請することができないとされておりましたが、今回の介護保険法の改正によりまして、地域包括支援センターの設置者でない指定居宅介護支援事業者も指定介護予防支援事業者の指定申請をすることができることとなりました。以上によりまして、今後、指定居宅介護支援事業者の指定の更新と指定介護予防支援事業者の指定の更新を同時に申請する場合があることから、同時申請の場合の手数料を1万円と定めるものでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第8「第9号議案 豊能町子ども・子育て審議会条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

それでは、第9号議案、豊能町子ども・子育て審議会条例改正の件につきまして御説明いたします。

議案書の14ページを御覧ください。

提案理由は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

議案書の15ページを御覧ください。

豊能町子ども・子育て審議会条例の第1条中第77条第1項を第72条第1項に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第9「第10号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

それでは、第10号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明いたします。

まず、議案書16ページを御覧ください。

提案理由といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

条例の概要及び主な改正内容について御説明いたします。

概要説明書を御覧ください。

子ども・子育て支援法第34条第2項の規定において、市町村は、特定教育・保育施設の運営について条例で基準を定めなければならないこととされています。

このうち、本改正に係る基準につきましては、内閣府令で定める基準を参酌し定めるものとされています。

今般の内閣府令改正に伴い、当該条例につきましても内閣府令と同様の改正を行うものです。

まず、条例第23条におきまして、特定教育・保育施設等は、施設の運営についての重要事項である運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担などに関する重要事項の書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものでございます。

続きまして、条例第62条におきましては、条文中の磁気ディスク、CD-ROM、その他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものにつきまして、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるものでございます。

また、その他、子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用部分を改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は令和6年4月1日としています。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

たします。

○議長（永並 啓君）

日程第10「第11号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

それでは、第11号議案、豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件につきまして御説明いたします。

議案書の21ページを御覧ください。

提案理由につきましては、吉川小学校内に留守家庭児童育成室を新たに設置するため、所要の改正を行うものでございます。

議案書の22ページを御覧ください。

条例第1条の表に、豊能町立吉川留守家庭児童育成室、豊能町吉川419番地の1行を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第11「第12号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

それでは、第12号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、S i d e b o o k s の議案書

23ページから28ページ、議案概要の32ページから48ページを併せて御覧ください。

今回の改正の主な内容につきましては、平成20年3月に廃止され、以後経過措置とされていた退職被保険者等の規定を削除するもの、後期高齢者支援金等に係る保険料の賦課限度額を現行20万円から22万円に引き上げるもの、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額措置における被保険者の所得判定基準について、5割減額の基準につきましては被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円に、2割減額の基準については被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円に引き上げるもの、また、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、保険料賦課額算定時の端数調整や納期に関する規定を府内統一基準とするものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行は令和6年4月1日といたします。

また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の豊能町国民健康保険条例の規定は令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第12「第13号議案 豊能町介護保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第13号議案、豊能町介護保険条例改正の件につきまして提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、第9期介護保険事業計画期間であります令和6年度から令和8年度

までの3年間について、介護保険の適正な運営を図るため、第1号被保険者の介護保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、Side booksの議案書29ページから31ページ、議案概要の49ページから52ページを御覧ください。

まず、第7条第1項に定めております保険料率の期間を令和6年度から令和8年度までに新たに改めるものでございます。

次に、同じく第7条第1項の各号につきまして、第1号から順に各所得段階に応じた保険料を定めておりますが、これまで12段階としていたところを13段階と細分化するものでございます。これは、国が示す標準段階が9区分から13区分に見直されたことを踏まえて行うものでございます。

概要の右側の表を御覧ください。

令和6年度から令和8年度までの保険料率をお示してございます。

なお、表中の括弧内に記載しているところは改定前の内容となっております。

区分を細分化いたしましたのは、第11段階の区分で、これまで基準所得金額を600万円以上1,000万円未満としていたところを、600万円以上800万円未満の区分と800万円以上1,000万円未満の区分に細分化してございます。

各所得段階における保険料率につきましては、表の右側の列に記載しているとおりでございますが、国の標準料率については、低所得者層の第1段階から第3段階まで係る割合は引き下げ、所得の高い第10段階から第13段階までに係る割合はより高い設定とされたことに伴い、本町における各所得段階の乗率及び保険料率につきましても設定を行ったものでございます。

基準額となります第5段階の保険料率につきましては、これまで年額6万6,594円であったところ6万2,004円に引き下げ、率にして約マイナス6.9%の改定率となり、月額に直しますと、これまでの月額は5,550円、改定後の月額は5,167円と改定いたします。また、低所得者層への公費による軽減措置の軽減幅が引き下げられたことにより、本町におきましても軽減幅を引き下げましたが、改正後における軽減後の乗率が改正前の軽減後の乗率を上回らないよう調整いたします。軽減後の保険料率等は、それぞれ概要右側の下の表のとおりでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものといたします。

また、経過措置といたしまして、改正後の豊能町介護保険条例第7条の規定は令和6年度以降の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第13「第14号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第14号議案、豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の

一部を改正する省令による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

それでは、Side books 議案書の32ページから37ページ、議案概要の53ページから59ページを御覧ください。

今回の主な改正内容といたしまして、基本報酬における取扱い件数との整合性を図りながら、業務効率化を進めて人材を有効活用するための人員基準を定めるもの、身体的拘束等を行ってはならないこと及びやむを得ず行う場合の記録を義務付けるもの、また、これまでも規定されていた重要事項の掲示について、原則としてウェブサイトにも記載することなどを定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものといたします。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第26条第3項の規定の適用につきましては、同項中指定居宅介護支援事業者は原則として重要事項をウェブサイトに記載しなければならないとあるのは削除といたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第14「第15号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第15号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の38、39ページ、議案の概要資料並びに新旧対照表を併せて御覧ください。

提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の算定の基礎となる補償基礎額等を政令で定める基準と同様に改正するものでございます。

条例の改正内容について御説明いたします。

第5条第2項第1号及び別表では非常勤消防団員の補償基礎額を改定するもので、改定後の補償基礎額は団長及び副団長については10年未満が1万2,500円、10年以上20年未満が1万3,350円、20年以上は変更はありませんが1万4,200円となります。分団長及び副分団長については10年未満が1万800円、10年以上20年未満が1万1,650円、20年以上が1万2,500円となります。部長、班長及び団員については10年未満が9,100円、10年以上20年未満が9,950円、20年以上が1万800円となります。

また、第5条第2項第2号では消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を改定するもので、最低額を9,100円に引き上げるものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございますが、改正後の条例の規定は、令和6年4月1日以降に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第15「第16号議案 豊能町宅地造成等規制法関係事務手数料条例を廃止する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

それでは、第16号議案、豊能町宅地造成等規制法関係事務手数料条例を廃止する条例の件につきまして御説明させていただきます。

議案書の40ページを御覧ください。

豊能町宅地造成等規制法関係事務手数料条例を廃止する条例を次のように定めるものでございます。

提案理由ですが、宅地造成等規制法の改正に伴い、大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例が改正され、豊能町域の事務を大阪府が処理することとなったため条例を廃止するものでございます。

それでは、本条例の内容について御説明申し上げます。議案書41ページを御覧ください。

豊能町宅地造成等規制法関係事務手数料条例を廃止するものでございます。

なお、附則第1項におきまして施行期日を令和6年4月1日と定め、附則第2項では経過措置として、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の規定により、改正前に宅地造成法規制法の許可を受けた宅地造成工事の許可の申請に係る手数料についてはなお従前の例を適用可能とするものでございます。

説明は以上です。御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第16「第17号議案 豊能町奨学資金

条例を廃止する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

それでは、第17号議案、豊能町奨学資金条例廃止の件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の42ページを御覧ください。

提案理由は、国、大阪府及び支援団体等による奨学資金貸付制度があり、奨学資金の貸与を希望する者の需要に応じた制度が多数整備されており、町が実施する奨学資金制度の利用者が減少傾向にあるため、条例を廃止するものでございます。

議案書の43ページを御覧ください。

豊能町奨学資金条例を廃止する条例、豊能町奨学資金条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものとし、また、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の豊能町奨学資金条例の規定に基づく奨学金の貸与を受けているものにつきましては、廃止前の条例第2条及び第6条から第13条までの規定につきまして、この条例の施行後もなおその効力を有することとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第17「第18号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第18号議案、令和5年度豊能

町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の3ページを御覧ください。

令和5年度豊能町一般会計補正予算（第10回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,641万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億1,716万円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから6ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

第2条といたしまして繰越明許費の補正でございます。

7ページから8ページを御覧ください。

「第2表 繰越明許費補正」に記載のとおり、住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金給付事業から光風台小学校改修事業につきましては、年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越しするものでございます。

次に、第3条といたしまして、債務負担行為の補正でございます。

9ページを御覧ください。

「第3表 債務負担行為補正（変更）」に記載の各事業につきましては、いずれも事業費が確定したため減額するものでございます。

次に第4条といたしまして地方債の補正でございます。

10ページから11ページを御覧ください。

「第4表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、追加と変更がございます。

追加でございますが、11. AI オンデマンド交通実証実験事業債につきましては、令和5年度5月補正予算に計上しておりますAI オンデマンド交通実証実験事業につ

きまして、地方債を新たに発行するものでございます。

12. 上水道補助事業債につきましては、令和5年度当初予算に計上しております上水道補助事業につきまして、地方債を新たに発行するものでございます。

次に変更でございますが、1. 地域公共交通基本構想推進事業債につきましては、特別交付税の措置が受けられることとなりましたので地方債の発行を取りやめるものでございます。

次の2. 農地中間管理機構関連農地整備事業債から10. 体育施設整備事業債につきましては、事業費が確定したことなどによりそれぞれ減額と増額を行うものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明を申し上げます。

20ページをお開きください。

今回の補正につきましては、事業費の確定に伴う不用額の減額と歳入の確定に伴う財源振替を行います。それら不用額と財源振替の説明は省略いたしますので御了承願います。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の1. 人件費事業でございますが、任期満了に伴います教育長の退職手当及び普通退職者等6名分の退職手当を補正するものでございます。

同じく7. 基金管理事業でございますが、令和5年度普通交付税の再算定により、臨時財政対策債償還基金費で算定された普通交付税を町債管理基金へ積み立てるものでございます。

21ページを御覧ください。

目6. 企画費の11. 住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金給付事業でございます

が、物価高騰などの影響を受けている住民税均等割のみ課税世帯に対し10万円を給付し、支援を行うための費用を補正するものでございます。

項2．徴税費、目2．賦課徴収費の1．町税課税事業でございますが、令和6年度税制改正に伴う定額減税対応業務の増と、森林環境税課税対応業務の入札差金の減によるものでございます。

22ページを御覧ください。

項3．戸籍住民基本台帳費、目1．戸籍住民基本台帳費の2．戸籍事務等窓口事務事業でございますが、住民基本台帳法の改正に伴い、住民票、戸籍附票へ氏名のふりがなを記載することとなったため、その対応に係る費用を補正するものでございます。

23ページを御覧ください。

款3．民生費、項1．社会福祉費、目1．社会福祉総務費の2．国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、国民健康保険基盤安定に係る費用を補正するものでございます。

同じく17．低所得者の子育て世帯支援給付金給付事業でございますが、物価高騰などの影響を受けている、同一世帯内に児童がいる住民税非課税世帯や、住民税均等割のみ課税世帯に対し、児童一人当たり5万円を給付し、支援を行うための費用を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。
15ページへお戻りください。

款12．地方交付税、項1．地方交付税、目1．地方交付税、節1．地方交付税の1．普通交付税でございますが、実績確定に伴い普通交付税を増額するものでございます。

款16．国庫支出金、項1．国庫負担金、目1．民生費国庫負担金、節1．社会福祉総務費国庫負担金の1．国民健康保険基盤

安定繰入金国庫負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業に係る国庫負担金でございます。

16ページを御覧ください。

項2．国庫補助金、目1．民生費国庫補助金、節1．社会福祉総務費国庫補助金の8．低所得者の子育て世帯支援給付金事業費国庫補助金、同じく9．低所得者の子育て世帯支援給付金事務費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました低所得者の子育て世帯に対する給付支援に係る国庫補助金でございます。

目4．教育費国庫補助金、節1．事務局費国庫補助金の4．児童虐待防止対策等支援事業費国庫補助金でございますが、予算措置済みの人件費に係る国庫補助金でございます。

目5．総務費国庫補助金、節3．企画費国庫補助金の2．住民税非課税世帯等支援給付金事務費国庫補助金でございますが、事務費の確定に伴い追加交付される国庫補助金でございます。

同じく4．住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金事業費国庫補助金、5．住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金事務費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付支援に係る国庫補助金でございます。

節4．戸籍住民基本台帳費国庫補助金の1．社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました住民基本台帳法改正に伴う住民票及び戸籍附票への氏名のふりがなの記載対応に係る国庫補助金でございます。

17ページを御覧ください。

款17．府支出金、項1．府負担金、目2．

民生費府負担金、節 1. 社会福祉総務費府負担金の 1. 国民健康保険基盤安定繰入金府負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業に係る府負担金でございます。

18ページを御覧ください。

款20. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として 1 億 2,453 万 9,000 円を減額するものでございます。

次に、目 5. 退職手当基金繰入金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、職員の退職手当に係る基金繰入金でございます。

19ページを御覧ください。

款23. 町債でございますが、10ページから11ページの「第 4 表 地方債補正」で申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第18「第19号議案 令和 5 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第19号議案、令和 5 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件につきまして提案理由の説明をいたします。

S i d e b o o k s 内補正予算書の 3 ページをお開きください。

令和 5 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 回）でございます。

第 1 条といたしまして、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ 86 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ

れ 27 億 2,000 万 4,000 円とするものでございます。それでは、今回の補正内容につきまして、歳出より御説明申し上げます。

9 ページをお開きください。

上段の款 3. 国民健康保険事業費納付金、項 1. 医療給付費分、目 1. 一般被保険者医療給付費分、下段の項 2. 後期高齢者支援金等分、目 1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分、また、10 ページの項 3. 介護納付金分、目 1. 介護納付金分につきましては、歳入における国民健康保険基盤安定繰入金の保険料軽減分が増額となったため、財源振替を行うものでございます。

次に款 9. 予備費、項 1. 予備費、目 1. 予備費の 86 万 6,000 円は、国民健康保険基盤安定繰入金の保険者支援分が増額となったため、これを財源とし、予備費を増額するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。

8 ページを御覧ください。

款 1. 国民健康保険料、項 1. 国民健康保険料、目 1. 一般被保険者国民健康保険料のマイナス 636 万 7,000 円は、国民健康保険基盤安定繰入金が増額となったことによる財源調整のため減額するものでございます。

款 6. 繰入金、項 1. 他会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金の 723 万 3,000 円は、国民健康保険基盤安定繰入金を増額分で、保険料軽減分と保険者支援分の合計でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第19「第20号議案 令和 5 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第20号議案、令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

S i d e b o o k s 内補正予算書の3ページをお開きください。

令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,524万5,000円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億7,318万5,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして、歳出より御説明申し上げます。

9ページを御覧ください。

款2．後期高齢者医療広域連合納付金、
項1．後期高齢者医療広域連合納付金、目1．後期高齢者医療広域連合納付金の2,524万5,000円は、歳入における後期高齢者医療保険料の増額に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の額が増額となるため、補正を行うものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

款1．後期高齢者医療保険料、項1．後期高齢者医療保険料、目1．特別徴収保険料の2,351万2,000円は、特別徴収保険料の収入が当初の予定を上回る見込みであるため、増額するものでございます。

同じく目2．普通徴収保険料の173万3,000円は、普通徴収保険料の収入が当初の予定を上回る見込みであるため、増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただ

き御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第20「第21号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第5回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第21号議案、令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

S i d e b o o k s 内補正予算書の3ページをお開き願います。

令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第5回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,537万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,431万6,000円とするものでございます。

第2条といたしまして、繰越明許費の補正でございます。

6ページを御覧ください。

「第2表 繰越明許費補正」の記載のとおり、介護保険システム改修事業につきまして、年度内に事業は完了する見込みがないため繰り越しを行うものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

款1．総務費、項1．総務管理費、目1．一般管理費につきましては、介護保険システム改修国庫補助金が交付されることによる財源振替でございます。

次に款5．基金積立金、項1．基金積立金、目1．介護給付費準備基金積立金、9,537万6,000円は、令和4年度の介護保険料余剰分を基金に積み立てるものでござい

ます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。

款3．国庫支出金、項2．国庫補助金、目6．介護保険事業費国庫補助金の160万円は、今年度実施いたしました介護保険システム改修に係る国庫補助金でございます。

次に、款6．繰入金、項1．一般会計繰入金、目4．その他一般会計繰入金のマイナス160万円は、介護保険システム改修国庫補助金が交付されることによる財源調整のため、国庫補助金と同額を一般会計繰入金から減額するものでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。

款8．繰越金、項1．繰越金、目1．繰越金の9,537万6,000円は令和4年度決算における繰越金で、先ほど歳出で申し上げました基金積立金の財源となるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

この際、議場換気のため暫時休憩いたします。25分といたします。再開後は、令和6年度豊能町一般会計予算の件の提案理由の説明から行います。

（午前11時13分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして日程第21「第22号議案 令和6年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第22号議案、令和6年度豊能町一般会計予算の件について御説明を申し上げます。

フォルダ内の予算のフォルダを御覧いただけますでしょうか。

まず、一般会計の予算の件でございます。予算書の9ページを御覧ください。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を83億5,500万円と定めるものでございます。これは町長選挙を控えた前年度の骨格予算と比べまして17億9,500万円、率にして27.4%の増となります。

予算の款項の区分、金額は、11ページから17ページの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして継続費でございますが、18ページを御覧ください。

「第2表 継続費」に記載のとおり、地方自治法第212条第1項の規定により継続費を設定するものでございます。

小中一貫校施設整備事業でございますが、総額を32億3,099万5,000円とし、年割額は令和6年度が12億9,239万8,000円。令和7年度が19億3,859万7,000円と定めるものでございます。

西地区の小中一貫校施設整備工事につきまして、令和6年度から令和7年度にかけて行う予定をしており、継続費の設定を行うものでございます。

次に、第3条といたしまして、繰越明許費でございますが、19ページを御覧ください。

「第3表 繰越明許費」に記載のとおり、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費を設定するものでございます。

庁舎等修繕事業、第5次豊能町地域福祉計画策定事業について、年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越すものでございます。

次に、第4条といたしまして、債務負担行為でございます。

20ページを御覧ください。

「第4表 債務負担行為」に記載のとおり、地方自治法第214条の規定により債務負担行為を設定するものでございます。

万博推進事業から校務支援システム更新事業までの12の事業について、債務負担行為の期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、第5条といたしまして地方債でございます。

21ページを御覧ください。

「第5表 地方債」のとおり、21ページの1. 農地中間管理機構関連農地整備事業債から、23ページの12. 臨時財政対策債までの12の事業について、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

9ページへお戻りください。

第6条といたしまして一時借入金でございます。最高額を5億円と定めるものでございます。

次に、第7条といたしまして歳出予算の流用でございますが、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、同一款内での各項間の流用ができることを定めるものでございます。

それでは、当初予算の概要について、まず歳出から御説明を申し上げます。なお、事業の内容につきましては、別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので、説明は省略させていただきます。

予算書の29ページを御覧ください。

款の予算額が前年度と比べ増減の大きいものについてその主な要因を申し上げます。

款1. 議会費は1億959万円で、対前年度146万2,000円の減でございます。これは、議員共済等の減が主な要因でございます。

款2. 総務費は11億178万7,000円で、対前年度2億9,100万6,000円の増でございます。これは、基幹系システムの標準化対応に伴う業務委託料の増や、退職手当の増などが主な要因でございます。

款3. 民生費は22億4,633万1,000円で、対前年度1億1,152万円の増でございます。これは大阪府後期高齢者医療広域連合への負担金の増や、子ども医療費助成の扶助費の増などが主な要因でございます。

款4. 衛生費は7億4,856万4,000円で、対前年度1億6,358万8,000円の減でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の減や猪名川上流広域ごみ処理施設組合への負担金の減などが主な要因でございます。

款6. 農林水産業費は1億5,523万4,000円で、対前年度2,858万9,000円の増でございます。これは森林整備事業、地域計画策定事業などの業務委託料の増が主な要因でございます。

款7. 商工費は2,162万1,000円で、対前年度1,013万9,000円の増でございます。これは、指定沿道賑わい創出支援事業補助金の増や企業誘致事業の物件使用料の増が主な要因でございます。

款8. 土木費は5億6,764万3,000円で、対前年度1億2,485万9,000円の増でございます。これは道路舗装事業や希望ヶ丘多目的トイレ設置費用の増が主な要因でございます。

款9. 消防費は4億5,387万5,000円で、対前年度4,323万5,000円の増でございます。これは、箕面市への消防事務委託に係る負担金の増と、切畑分団消防ポンプ車更新費用の増が主な要因でございます。

款10. 教育費は23億4,928万5,000円で、対前年度13億6,860万円の増でございます。これは、西地区の小中一貫校施設整備事業

の増が主な要因でございます。

款11. 公債費は5億8,190万5,000円で、対前年度2,001万8,000円の減でございます。これは、平成15年度に借入れを行った臨時財政対策債の償還完了による減が主な要因でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。
27ページを御覧ください。

歳入においても、款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについてその主な要因を申し上げます。

款1. 町税は15億854万9,000円で、対前年度1億1,654万円の減でございます。これは個人所得税の定額減税の減と、固定資産税の減によるものでございます。

款2. 地方譲与税から款10. 地方特例交付金まで及び款12. 交通安全対策特別交付金は、いずれも令和5年度の決算見込み額や大阪府の予算額などから算定したものでございます。

次に、款11. 地方交付税は29億3,651万9,000円で、対前年度1億6,451万9,000円の増でございます。これは国の地方財政計画を参考に、令和5年度の決算見込み額から算定し増を見込んだものでございます。

款13. 分担金及び負担金は5,085万2,000円で、対前年度348万3,000円の増でございます。これは保育所の保育料などの増によるものでございます。

款14. 使用料及び手数料は5,530万6,000円で、対前年度402万5,000円の増でございます。これはユーベルホール使用料などの増によるものです。

次に28ページを御覧ください。

款15. 国庫支出金は10億6,788万8,000円で、対前年度4億8,294万6,000円の増でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の減と、学校施設

環境改善交付金の増などによるものでございます。

款16. 府支出金は4億3,509万8,000円で、対前年度1,349万5,000円の増でございます。これは、ため池防災減災事業の増と、後期高齢者医療保険基盤安定繰入金に係る負担金の増などによるものでございます。

款19. 繰入金は5億5,161万2,000円で、対前年度3億6,837万円の増でございます。これは財政調整基金繰入金が対前年度3億4,465万6,000円の増、退職手当基金繰入金が対前年度2,318万6,000円の増となったことなどによるものでございます。なお、基金の充当先につきましては別冊の当初予算説明資料8ページに記載しておりますので御参照願います。

款22. 町債は10億800万円で、対前年度7億9,661万円の増でございます。これは、小中一貫校施設整備事業債の7億2,830万円の増と、司令業務共同運用事業債の7,110万円の増などが主な要因でございます。なお、地方債残高見込み額は、予算書164ページに記載しておりますので御参照願います。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第22「第23号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

それでは、第23号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

S i d e b o o k s 内、予算書の169ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億3,163万6,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額22億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出から主なものにつきまして御説明申し上げます。

予算書は186ページ、予算説明資料は219ページをお開き願います。

予算書の186ページにございます款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の2. 国民健康保険事務事業の1,747万7,000円は、国民健康保険事業運営に係る事務経費でございます。

次に、187ページにございます目2. 連合会負担金の60万3,000円は、大阪府国保連合会との電算処理に要する経費及び連合会への負担金でございます。

下段の項2. 徴収費171万5,000円は、保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。

次に、188ページの下段から193ページの上段までは保険給付費でございます。

188ページから189ページにかけましては、款2. 保険給付費、項1. 療養諸費の15億1,594万2,000円は、対前年比5.2%の減となりますが、被保険者数の減少などを勘案し予算計上してございます。

また、189ページから190ページにございます款2. 保険給付費、項2. 高額療養費の2億1,147万6,000円は、前年度比2.8%の減となり、こちらも被保険者数の減少などを勘案し予算計上しております。

次に、193ページから195ページの款3. 国民健康保険事業費納付金でございますが、これは大阪府が決定し、本町に割り当てられた額を納付金として大阪府に納めるものでございます。令和6年度につきましては、医療給付費分、後期高齢者等分、介護納付金分の合計6億8,698万4,000円で、前年より4,632万7,000円の減額となっております。

次に、195ページから196ページの款4. 保健事業費、項1. 特定健康診査等事業費でございますが、これは医療保険者に義務付けられております生活習慣病予防に対する特定健診と保健指導に係る経費でございます。3,639万4,000円を計上してございます。

続きまして、199ページを御覧ください。

款7. 諸支出金、項2. 繰出金の826万2,000円でございますが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金で、特別交付金として大阪府より交付される額を繰り出すものでございます。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明申し上げます。

お戻りいただきまして179ページを御覧ください。

款1. 国民健康保険料の5億3,011万8,000円は、対前年度比7.6%の減となりますが、被保険者数の減少などを勘案し予算計上してございます。

なお、本町の保険料率につきましては、令和6年度より大阪府統一保険料率に統一されることとなっております。

次に、181ページの款5. 府支出金、項1. 府補助金、目2. 保険給付費等交付金の18億369万6,000円は、保険給付費等に対しての交付金でございます。

これは、被保険者数の減少などにより、保険給付費の総額が減少しているため、前

年度より7,755万2,000円の減となっております。

続きまして、182ページを御覧ください。

款6．繰入金、項1．他会計繰入金、目1．一般会計繰入金の1億7,133万1,000円は、保険基盤安定繰入金や地方交付税に算入される分などを一般会計から繰り入れるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第23「第24号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第24号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

S i d e b o o k s 内、予算書の209ページを御覧願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,404万2,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

それでは内容につきまして歳出から主なものを御説明申し上げます。

予算書、予算説明資料とも221ページを御覧ください。

予算書の221ページから222ページにございます款1．総務費、項1．総務管理費、目1．一般管理費の2．診療所管理運営事業の590万4,000円は、診療所の運営管理に要する経費でございます。

次に、223ページから224ページにございます款2．医療費の2,419万6,000円は、診療に要する各種検査や歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科歯科電子カルテ用コンピュータのシステム保守等の経費でございます。

歳出は以上でございます。

続きまして歳入の説明を申し上げます。お戻りいただきまして217ページを御覧ください。

款1．診療収入、項1．外来収入の4,184万7,000円でございますが、令和4年度より606万円の増額としてございます。これはコロナ禍による受診控えの回復が進んだことも踏まえ、令和5年度の決算見込みを参考に収入の増額を見込んだものでございます。

次に219ページを御覧ください。

款4．繰入金、項1．繰入金の4,705万1,000円は、一般会計から3,878万9,000円、また、へき地診療所施設の運営補助等といったしまして国民健康保険特別会計から826万2,000円をそれぞれ繰り入れするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第24「第25号議案 令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第25号議案、令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

S i d e b o o k s 内、予算書の235ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の

総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 3,287 万 1,000 円と定めるものでございます。

それでは、内容の主なものにつきまして歳出から御説明申し上げます。

予算書は 247 ページ、予算説明資料は 222 ページを御覧ください。

予算書の 247 ページから 248 ページにございます款 1. 総務費は、医療に係る事務と保険料徴収事務に係る事務経費でございます。

次に 248 ページの款 2. 後期高齢者医療広域連合納付金の 7 億 2,222 万 3,000 円は、保険料徴収分等を広域連合に納付する負担金でございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

お戻りいただきまして 243 ページを御覧ください。

款 1. 後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収を合わせまして、6 億 4,246 万 4,000 円の収入を見込んでございます。

244 ページを御覧ください。

款 3. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 2. 保険基盤安定繰入金は、法令に基づく保険料軽減額相当分を保険基盤安定繰入金として 7,975 万 7,000 円を計上してございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第 25「第 26 号議案 令和 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第 26 号議案、令和 6 年度豊能町介護保険

特別会計事業勘定予算の件につきまして提案理由の説明をいたします。

S i d e b o o k s 内、予算書の 253 ページを御覧ください。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25 億 82 万 4,000 円と定めるものでございます。

第 2 条といたしまして、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 1 億円と定めるものでございます。

また、第 3 条につきまして、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出の予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは、内容につきまして歳出から主なものを御説明申し上げます。

予算書の 271 ページ、予算説明資料は 223 ページを御覧ください。

予算書の 271 ページから 272 ページにございます款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の 2. 介護保険事務事業 857 万 8,000 円は、介護保険事業運営に係る事務経費でございます。

次に、273 ページを御覧ください。

項 3. 介護認定審査会費、目 1. 認定調査等費の 1,319 万円は、主治医意見書作成の手数料や要介護認定調査の業務委託料等に係る経費でございます。

また目 2. 介護認定審査会共同設置負担金の 1,740 万円につきましては、池田市、能勢町、豊能町の 1 市 2 町によります介護認定審査会の負担金でございます。

次に、275 ページから 281 ページの上段までは保険給付費でございますが、合計額に記載されております 262 ページを御覧ください。

款 2 の保険給付費でございますが、現在

作成中の令和6年度から令和8年度を対象とする第9期介護保険事業計画における推計値に基づきまして22億4,559万円を計上してございます。

次に、282ページから288ページの上段までは地域支援事業費でございますが、こちらにも合計額が記載されてございます262ページを御覧ください。

款4. 地域支援事業費の1億7,361万1,000円は、介護予防日常生活支援総合事業や自立支援に重点を置いた地域包括支援事業及び地域包括支援センターの運営に係る経費を計上してございます。

また、新たな事業といたしまして保健福祉事業の実施を予定してございます。

予算書の288ページを御覧ください。

款5. 保健福祉事業費、項1. 保健福祉事業費、目1. 保健福祉事業費の1. 独居高齢者等見守り事業115万5,000円でございます。

これは第1号被保険者の保険料を財源として実施する事業で、ひとり暮らし高齢者等を対象とした緊急通報装置対応事業等を改編し、新たな見守り体制を構築するものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

予算書の263ページを御覧ください。

款1. 保険料、項1. 介護保険料、目1. 第1号被保険者保険料でございますが、歳出で申し上げました保険給付費、地域支援事業費及び保健福祉事業費に対する第1号被保険者負担分に滞納繰越分を含めまして6億2,073万4,000円を計上してございます。

次に、264ページを御覧ください。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 介護給付費国庫負担金の4億4,912万円は、歳出で申し上げました保険給付に対

する国の負担金でございます。

続きまして、264ページ下段から265ページにございます項2. 国庫補助金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うための調整交付金や、歳出で申し上げました地域支援事業費に対する国の負担分、また、指標に沿った評価に基づく交付金を含め7,804万円を計上してございます。

265ページ下段から266ページにございます款4. 支払基金交付金の6億3,572万4,000円は、歳出で申し上げました保険給付費及び地域支援事業費に対する40歳以上64歳までの第2号被保険者の負担分でございます。

266ページ中段から267ページにございます款5. 府支出金、項1. 府負担金、目1. 介護給付費府負担金の2億8,069万9,000円、その次の項2. 府補助金の2,393万7,000円につきましても同様に、歳出で申し上げました保険給付費及び地域支援事業費に対する大阪府の負担分でございます。

続きまして款6. 繰入金、項1. 一般会計繰入金につきましては、目1. 介護給付費繰入金の2億8,070万円、目2. 介護予防事業費繰入金の1,361万9,000円及び目3. 包括的支援事業等費繰入金の1,031万9,000円につきましても、歳出で申し上げました保険給付費及び地域支援事業に対する本町の負担分で、目4. その他一般会計繰入金の6,954万4,000円は、介護保険事業運営に係る事務経費を繰り入れするものでございます。

次に268ページを御覧ください。

同じく目5. 低所得者保険料軽減繰入金の1,730万8,000円は、低所得者への公費による保険料軽減措置に係る繰入金でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいた

します。

○議長（永並 啓君）

日程第26「第27号議案 令和6年度豊能町下水道事業会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第27号議案、令和6年度豊能町下水道事業会計予算の件について御説明いたします。

予算書の3ページを御覧ください。

第1条総則では、令和6年度豊能町下水道事業会計の予算は次のように定めております。

第2条業務の予定量は、処理区域内人口として1万7,670人、年間の総処理水量は209万6,014立方メートル、1日当たりの平均処理水量は5,743立方メートルを予定し、主な建設改良事業ですが、管渠建設改良事業及びポンプ場建設改良事業としております。

次に、第3条で定めるところの収益的収入及び支出ですが、まず収入で、第1款の下水道事業収益は13億736万9,000円です。その内訳は、第1項の営業収益で2億4,347万2,000円、第2項の営業外収益で10億6,389万7,000円でございます。

次に支出ですが、第1款の下水道事業費用は12億5,752万4,000円でございます。その内訳は、第1項の営業費用で12億1,348万1,000円、第2項の営業外費用で3,333万1,000円、第3項の特別損失で971万2,000円、第4項の予備費で100万円でございます。

これにより、令和6年度の単年度収支見込みは4,984万5,000円を見込んでおります。

続きまして4ページを御覧ください。

第4条で定めるところの資本的収入及び支出でございます。

まず収入ですが、第1款の資本的収入は2億299万2,000円です。その内訳は、第1項の企業債で1億5,500万円、第2項の他会計負担金で2,691万3,000円、第3項の補助金で1,000万円、第4項の基金繰入金で1,107万7,000円、第5項の負担金で2,000円でございます。

次に支出ですが、第1款の資本的支出は2億6,639万8,000円でございます。その内訳は、第1項の建設改良費で1億1,162万円、第2項の企業債償還金で1億5,459万7,000円、第3項の基金積立金で18万1,000円でございます。

次に、第4条の2で、特例的収入及び支出は、法の適用の日の属する会計年度以前の会計年度に発生した債権及び債務として整理する未収金を3,859万2,000円、未払金は8,056万2,000円でございます。

第5条として債務負担行為で、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めており、令和6年度から7年度にかけてマンホールポンプ監視システム更新事業を5,000万円を限度として定めております。

5ページを御覧ください。

第6条企業債で、起債の目的、限度額などを定めております。

第7条では一時借入金の限度額を1億円としております。

次に第8条で定めるところの予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、(1)として営業費用、営業外費用と特別損失を、(2)として建設改良費、基金積立金と企業債償還金と定めております。

次に第9条で、議会の議決を経なければ流用できない経費は(1)の職員給与費とするものでございます。

次に第10条で、他会計からの補助金は下水道事業運営のため、一般会計から1億

5,745万6,000円としております。

なお6ページ以降の令和6年度当初予算実施計画以降の説明については省略させていただきます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

以上で、3月定例会議に提案された議案の提案理由の説明は終わりました。

本日提案された議案は各委員会に付託されております。6日の一般質問終了後に総括質疑を行い、7日の総務建設常任委員会、8日の福祉教育常任委員会、11、12日の予算特別委員会において審査された後、最終日の3月22日に採決を行います。

この際、暫時休憩いたします。再開は午後1時からとさせていただきます。再開後は町政運営方針に対する質問を行います。

（午後0時06分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第27「令和6年度町政運営方針に対する質問」を行います。

質問者は質問者席に登壇して質問を行ってください。

順次発言を許します。

質問時間は答弁を除いた15分以内とします。

管野英美子議員を指名いたします。

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

皆様こんにちは。

6番・管野英美子でございます。

議長の御指名を受けましたので、町政運営方針に対する質問をさせていただきます。

3月の一般質問の通告を早々済ませ、パソコンには通告用紙、そしてタブレットをずっと待っていました。その24時間と20分、

長い間待って、そして、設問事項かぶったらちょっとやりにくいなと思ったので、1番に通告することができましたら、皆さんの通告があんまりかぶっていない、それぞれかぶっていないということはすばらしい議会だなと思いました。ただ11人全員されていないことを残念に思っています。15分という短い時間なので、おおむね一問一答で、この後は予算特別委員会、スマートシティ特別委員会させていただきます。

まずは財政についてです。

1、単年度決算は理解しておりますが、スマートシティ事業の欠損金をどのようにお考えなのか。議会からは1、法的手段を持って塩川前町長の責任を明らかにする。
2、二度と繰り返さぬよう再発防止策を講じること。を、議員12人全員の思いで提言をしています。これは別途回答いただけるものだと思っていますが、先日の住民監査請求の意見陳述の中で、この欠損金を未収金として処理すべきだということを請求人からも監査委員さんからも指摘されたと思います。5ページには、町税収入は減少傾向が続いておりとあって、厳しい財政状況がグラフも一緒に書かれております。その点からも、この欠損金をどのようにお考えなのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

議員おっしゃいましたように、住民監査請求も出ておりますので、なんですけれども、未収金として扱うべきだというようなことをおっしゃっていただいております。それについてはまた監査のほうからも回答を待ってということになりますが、我々として、今までふるさと寄附に対

して未収金とかそういう概念といいますか、入ってきて収入済みにするというような一部の対応をさせていただきましたので、そういう性格のものではないと我々は思っておりますが、これは先ほど申し上げましたように監査請求も出ておりますので、監査請求の監査委員が対応を待って我々も適正に対応していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

ほかに細部に補足ありましたら入江部長お願いします。

○総務部長（入江太志君）

令和4年度のスマートシティ推進事業に対して、企業から企業版ふるさと寄附金の申出を受けまして、令和4年12月に5,000万円の寄附がございました。2月には1億4,518万1,000円の寄附の申出書が出されましたが、3月末に寄附を1,000万に変更する申出が出されて1,000万円、寄附がございました。本町としては、企業が寄附金を1億4,518万1,000円から1,000万円に減額する意思を持って提出したのではないとを認識しており、未入金1億3,518万1,000円につきましては、今後も引き続き企業に寄附していただくよう働きかけていくことに変わりはございません。

○議長（永並 啓君）

管野議員。

○6番（管野英美子君）

この件につきましては12月の一般質問で町長からコロナの給付金が補てんではないということを聞いておりますので、一日も早く未収入金を入れていただくよう努力してください。そして1億3,518万1,000円、どういう数字かといいますと、今、とよのんお買い物クーポン券第2弾、一人当たり2,000円をいただきましたが、この1億3,518万1,000円を人口1万8,200人で割ると

約7,500円。そんなクーポンをいただきたいものです。ほかにも大阪一高い水道料金、令和4年度の半年間の基本料金の減免で6,400万円ですから、1年分の基本料金でお釣りがくるので、シーツスのバスケットゴールが買える金額、ちょうどそれぐらいの金額です。未収入金と思ってしっかりと回収していただきたいと思います。

2番目の、先日の全員協議会で報告いただきました財政調整基金の残高は3月末で16億2,500万円。監査委員からも基金を取り崩さない調整運営と指摘されていることについてのお考えをお聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

本町の財政状況につきましては、少子高齢化や人口減少に伴い、主な自主財源である町税の減少は続いている状況であり、普通交付税などの依存財源の占める割合が年々増加するなど、国の財政状況次第では町の財政運営に大きな影響を受ける非常に厳しい状況にあります。令和6年度の当初予算におきましても、財政調整基金の取り崩しを行わなければ予算が組めない厳しい財政状況となっており、このような財政状況の中、財政調整基金が枯渇しないよう職員一人一人が厳しい財政状況を認識し、全ての事業において事業の廃止縮小、あるいは類似事業の統合など、今までの事業体系にとらわれることなく、全ての事業を再度精査し、基礎自治体として町が実施すべき事業であるかを認識しつつ、財政の健全化を目指した予算編成を行っていきたいと考えております。また今後の財政健全化に向けては小中一貫校の整備や公共施設再編などを進めていくことなどにより施設の老朽化に伴う大規模改修費用や維持管理費など

の経常経費の圧縮を行っていき、基金の取り崩しを行わない持続可能な財政運営を目指していきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

6ページには国・府の交付金、補助金を、また、過疎指定を受けたことによる国の有利な交付金・補助金の活用とあります。私も12月の議会の広報特別委員会を遅刻してまで文化庁の補助金申請、この日が締め切りだったので、取りに行かないと、ある学校へ立ち寄ったという経緯があります。その数日前には光風台第小学校へ私がアポなし突撃訪問、弾丸トークでやりましょうって背中を押してきて申請され、今、審査中なんです。こうして、積極的に交付金や補助金を申請していただきたいと思います。ちょっと教育委員会のほうで答弁いただけますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

財源不足の中、補助金の活用というのは、豊能町の財政に資する部分に大変寄与していると思います。今年度につきましても、例えば生涯学習課のほうでは、ユーベルホールのいわゆるコンサート等につきましても国の補助金であるとか国の事業を活用するという方法をとっております。今後もそういった情報収集に努め、補助金の活用をしていける方向で考えたいと思います。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

学校現場もとても忙しいので、ぜひともこども未来部でまとめていただきたいなと思います。

そしたら2番目の基本指針1「住民主役のまちをつくり出す“ひとづくり”」についてです。1. まちの未来につながる教育の推進、7ページです。この質問は一般質問にも入っていますが、吉川中学生が光風台小学校で学習し、保幼小中一貫教育をできるところからスタートとあります。この2年間も貴重な体験をする両学校の生徒、児童ですが、2年後統合したときどうなるのか、とても心配しています。近くの吉川小学校、東ときわ台小学校すぐ近くですよ。どうされるんですか。置いてきぼりにはならないのですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

令和6年度、7年度につきましては、光風台小学校の児童と吉川中学校の生徒が光風台小学校の校舎で一緒に生活することとなります。ただ、小中一貫校として開校するわけではなく、これまでどおり小学校、中学校それぞれで教育課程を編成することとなります。ただ、同じ校舎で両校の児童生徒が生活する、若しくは教職員も同じ校舎の中で生活、教育活動を行うというところが出てきますので、教職員につきましては特に施設の使用面で学校間の調整が必要になるなど、教職員同士の交流の機会が増加すると考えています。これを機会として小学校の教職員、中学校の教職員が今まで以上に連携をして、光風台小学校だけではなく、吉川小学校、東ときわ台小学校も含めて、できるところから交流の機会を深めて保幼小中一貫教育を進めていきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

吉川小学校の子どもたちは、水泳の授業にシートスに来るんです。その帰りに光風台小学校に寄って一緒に御飯を食べるとか、そういう企画もしていただきたいなと思っています。

次の質問です。西地区の保幼統合、8ページです。新たなこども園設置の予定ですが、以前は吉川保育所が定員いっぱいでした。これも気の毒だなと思っていましたが、先日ふたば園は保育士が足りないという理由で断られたということを伺いました。今いる子どもをどう考えているのかお伺いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

町の人口は減少が続いていますが、保育を必要とする子どもの数は若干増加の傾向を示しています。一方で、全国的に保育士の数が不足しておりまして、豊能町におきましても保育士の確保には苦慮しているところでございます。さらに、保育士の配置基準の見直しも進み、保育士不足の状況は今後も続くものというふうに想定しております。西地区におきましては新たに認定こども園の設置を予定をしておりますが、それまでの間につきましても保育に必要な子どもの需要を見極めながら、吉川保育所とふたば園におきまして施設定員に基づく子どもの入園所と適切な保育が実施できるよう、保育士の配置などの体制づくりに努めてまいります。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

予算書を見ていまして、ひかり幼稚園に派遣の先生を募集しているっていうこと

も載ってありましたので、保育士の確保、しっかりやっていただきたいと思います。

そして関連なので3を先にさせていただきます。10ページです。3. 安心して子どもが産める環境づくり。ここ産み育てるってしてほしかったなと思いました。共働きの人が増えてきて、病児・病後児保育のニーズはとても高いです。新しくこども園を設置するに当たり、その環境づくりをしていくのかお考えをお聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

病児保育、病後児保育の実施は、安心して子どもが産み育てる環境づくりに際しては重要な施策の一つであると認識しております。一方で、制度構築に当たりましては、町内に医療機関が少ないことから、医師や看護師の配置など解決すべき課題が多く、近隣市町との連携を含めて事業実施には至っておりません。現在のところ、保育中の発熱などの緊急対応であります体調不良児対応型の病児保育事業については実施しておりますが、病気の回復期であるため保育所に通うことができず、お仕事の都合など御家庭での保育が困難な場合、いわゆる病後児保育であるとか、回復期に至らない場合、病児保育につきましては実施できていません。先ほども申し上げましたが、本町では西地区で公私連携幼保連携型認定こども園の開設に向けて取り組んでいるところです。例えば西地区の事業者選定においてこういったことも条件とするのかどうか現在検討しておりますが、その検討、あるいは東地区、ふたば園での実施も含めまして、今後、本町内で病児保育、病後児保育の事業実施が可能かどうか、引き続き調査を進めてまいります。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6 番（管野英美子君）

私は病気のときぐらい保護者が寄り添う
そういう社会が理想だと思っていますが、
今はそういうわけにはいかないようです。
環境づくりをお願いしたいと思います。バ
ス3台連なって箕面森町へと運行される幼
稚園バスを見かけたことがあります。町内
にできるこども園も施策の充実した人気の
こども園になるようにと願っています。

戻ります。①の町内で出産できる施設は
ありません。10年ほど前に妊娠8週ぐらい
で予約をしないと市立川西病院には入院で
きない、産めないということを伺ったこと
があります。現在はどうか、どのよう
に他市の施設につなげていかれるのか。こ
こで産めますよという広報はできますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

まず現在の妊娠がわかった際の流れにつ
いて簡単に御説明させていただきます。

産婦人科やレディースクリニックなどの
医療機関のほうで妊娠が確認できましたら、
医療機関より役所での母子手帳の交付を受
けるよう案内がございます。その際に本町
では保健福祉センターにてお越しいただき
まして手帳を交付させていただいておりま
す。御指摘のとおり、本町には出産できる
施設は今のところございません。多くの場
合、母子手帳を取りに来られる場合につい
ては、御自身が妊婦健診から出産に至るま
での産婦人科やレディースクリニックなど
の医療機関を御準備されていることがほと
んどでございます。もし私どもがその前段
といたしまして、妊娠検査や健診、出産に

ついで医療機関の御相談を受ける場合に
ついては私どものほうが御案内することが
できますので、他市の施設であってもスム
ーズにつなげることが可能であると現在考
えてございます。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6 番（管野英美子君）

産前産後、相談事業や育児訪問見守り等、
私もおうちを訪問している方を見かけたこ
とがあります。切れ目のない支援をされて
いるのはよくわかります。引き続き手厚く
支援していただきたいと思います。

2に戻ります。9ページです。いつまで
も健康で、みんなが活躍するまち。もう既
に始まっている認知症の方や支援が必要な
高齢者との地域での共存、徘徊高齢者をお
うちまで送って行って行政につなげようと
してもうちは大丈夫と言われる。介護保険
運営委員会でもこのようなことをおっしゃ
っている委員がいました。地域では、若い
人はお勤めに出かけて行って日中は老老介
護となっている現状があります。行政と地
域住民がどのように協力して解決に向け進
めていかれますでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

本町におきましては御指摘のとおり超高
齢化でございます。今後の介護の在り方に
つきましては、現在策定中の第9期の豊能
町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の
中でも策定作業を進めているところでござ
います。その中では、地域に根ざした介護
予防の推進といたしまして、健康寿命の延
伸の取組としましては、高齢者が元気でい
きいきと自分らしい生活を送ることができ

る地域の実現を目指し、誰もが気軽に取り組み、かつ効果的な、現在も実施しております5歳若返り教室やいきいき百歳体操を始めとする各種事業、また地域の高齢者等が主体的に介護予防や認知症予防に取り組む「通いの場」の普及を引き続き積極的に進めてまいりたいと考えてございます。また、先ほどもございました現在認知症に関わる御相談につきましては地域包括支援センターにて行ってございますが、認知症になっても安心して住みなれた地域で暮らせるまちづくりをさらに進めてまいりますため、御本人の生きがいにつながるような支援や、専門職ならではの日常生活上の工夫等の助言や家族の精神的・身体的負担軽減につながるような効果的な介護方法や介護に対する不安解消に係る助言を継続的に行います伴走型認知症相談支援拠点整備事業を実施する予定でございます。また地域住民の皆さんの取組といたしまして、有償ボランティア団体の活動におきましては、共助の意思をもって参加した会員同士が掃除や買い物などの家事援助のほか、特技を活かしたサービス提供などを行い、対価を得ながら互いのニーズに応える取組が進んでおりますので、本町といたしましては社会福祉協議会とも連携しながら情報交換の場を設けるなど、団体間や私どもとの認識を深めながら、地域住民の皆様と相互連携しながら介護力の向上また介護支援への取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

丁寧な答弁ありがとうございます。本当に予算委員会でその答えがほしかったかなと思っています。

次の質問に行きます。

基本指針3「緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”」についてです。住民の生活の質（Q o L）向上を目指したコンパクトなまちづくり。16ページです。スマートシティ事業ではいつも住民の生活の質の向上とおっしゃるのですが、この町政運営方針にスマートシティという言葉が一度も出てきません。避けて通りたいのかなとか嫌なのかなと思ったりしていますが、お見事です。A I オンデマンド交通や見守りタグのことが書かれてありますのでスマートシティ事業のことも聞こうと思いますが、1番目の質問はスマートシティ特別委員会でちょっと深掘りしたいと思いますのでちょっと置いておきます。二つ目の今後のアナログの作業事業をスマートシティとしてつなげる考えはないのかということなのですが、実は地域では典型的なアナログの作業、西公民館の予約制度です。もう何十年も毎月第2火曜日の2時に並んでいます。15名ほど今は並んでいらっしゃるそうです。一番上に書いても優先ではないと広報されているものの、下書きにくいでしょうという理由で並ばれています。私も最初は並んでたんですけどやめました。大体うまいこととれているような感じもするんです。でもこの予約をウェブでやろうと、課長とプロジェクトマッピングで御活躍いただいている前の教育委員さんと、アプリかフリーソフトかわかりませんがシミュレーションされていました。私もそれに乗って予約システムを試してみたら、ようやく完了とメールもちゃんときました。そこまできてはいるんですけども、200件までという制約があり無理がある。こんなことがありました。今の企業主導でやっていた事業を令和6年度を終えて幾つ残りますか。この先のランニングコストを考えたらもしかしたら一つも残らないのかもしれない。地域

の声を受けてやるスマートシティ事業を展開していただこうと思うんですが、令和6年度のことを書かれてありますが、7年度に向けてこういう準備が必要だと思うんですが、どのように進めていけますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

まず上浦町長。全体的なお考えを。

○町長（上浦 登君）

スマート事業について、スマートシティ事業8事業の継続性ということだと思います。全体的なことということで、今の8事業やっておりますが、予算をお認めいただいた分、一旦認めていただいてない分があります。それはいずれにしてもK P Iをやらなければならないと思っておりますが、委員がおっしゃいますように7年度、8年度に続いていくもの、続いていかないものはやっぱりそのK P Iを見てその需要に応じてこれは展開していかなければならないかなと思っておりますので、中では取捨選択をさせていただいて進めていくということになるかと思えますよろしく願います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

今、本町だけでなく多くの自治体が直面している課題として人口の減少がございます。本町におきましても人口は減少していきますと税収などの歳入も減り、財政規模が縮小していくということが想定されます。そうなりますと、人件費も抑制され、職員数も減りマンパワーが不足しますので、将来現在の行政サービスを維持していけない状況になると思われます。そのような課題を解決する手段の一つにI C T等の技術の活用があると思います。I C T等の技術を

活用して今行っているアナログ作業、先ほど言っていましたアナログ作業や時事業を効率化して行政サービスを提供するなど、少ない職員でも事務処理ができる体制づくりを進めていく必要があると思っております。職員の意識改革や住民の方々へのデジタルデバイドの解消など、スマートシティにつなげていけるよう、できるところから取り組んでいきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

質問はこれで終わりなんですけれど、部長の皆さんがしっかりと答えていただいている、仲よくってというか、人間関係よく仕事なさっているなと思いました。ちょっと嬉しく思いました。終わります。ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

以上で、管野英美子議員の質問を終わります。

次に、中川敦司議員を指名いたします。

○4番（中川敦司君）

中川でございます。

今日は1年前、ちょうど町長新しく誕生された直後の所信表明、そういった中で述べられていたことのその後の状況、そういったことを聞かせていただくというか質問させていただくと同時に、今年この町政運営方針に載っている内容、そういったことについての例えば提案とか、そういったことを今回取り上げさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

まず1点目でございますけども、町政運営方針の11ページになりますが、ふるさと納税ということで書かれておりますが、その部分についての質問をさせていただきます。

ふるさと納税、企業版ふるさと納税という、先ほども管野議員のほうからも一部質問ございましたけども、この企業版ふるさと納税の寄附のこの未納といいますか、これが今大きな課題というか、話題というかなってございますが、この部分についてはいろいろな形で特別委員会等でもやってございますので、あえてここではちょっと伏せておいて、この企業版ふるさと納税というこの内容についてもう少し深掘りをしてちょっと質問をしてみたいと思います。この企業版ふるさと納税には、当然お金を入れてもらう、寄附してもらうというそれ以外に、行政機関で我々のこの役場といいますか役所なんかに人材を派遣してもらえ、そのようないわゆる人材派遣型のふるさと納税、企業版ふるさと納税というものもございます。こういったものは豊能町としてはどのようにお考えなのかよろしくお願ひします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

当然企業版ふるさと納税のこの人材派遣型につきましては、2020年、令和3年に新しく創設された制度で、通常、企業版ふるさと納税のように金銭のみを寄附するのではなく、人材も派遣することによって税額の控除が受けられる制度でございます。専門的知識やノウハウを要する企業の人材を自治体へ派遣してもらい、派遣の際には人件費を含む費用を企業版ふるさと納税に関わる寄附として納入していただきます。例えばある企業の専門的知識を持った社員を非常勤の職員として自治体に派遣し、地域の課題の解決の業務に従事していただきます。この人材派遣には派遣人材の人件費を含む、例えば1,000万円の寄附がされたとし

ますと寄附をした企業は900万円の税額控除が受けられるようなことになります。この制度の活用には、寄附の活用事業の国の認定が必要になってまいりますので、まずは他の自治体での活用事例や、本町でどのような事業がマッチするのかなど勉強をさせていただきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

御答弁ありがとうございます。

いろいろとすぐにはできないだろうみたいな、そのような御答弁だったかと思えますし、またいろいろな地域の事例、そういったものも研究いうか勉強していきたいというそのような御答弁だったと思えます。そういった意味で一つ、これは一つの事例になるかと思えますけども、東京都の東大和市におきましては、企業版ふるさと納税、この人材派遣型、この制度を实际活用されておるようでございまして、ある生命保険会社、そこから人材を受け入れまして、SNSを通じた情報発信とか、あとグランドプロモーション強化事業といいますかそういったものがありまして、そういったものに取り組んでおられるようでございまして、先ほどの管野議員のときにもありましたけども、この町では人口減少にも伴って職員の人数も今後どんどん減少していくということはもう明らかなことでございます。今まで以上に効率よく業務いきますか仕事を行っていく必要がございます。そのような観点からも、このいわゆる業務改善、業務効率のアップいきますか、いわゆる俗に言うDX、これの推進が急務と思われれます。このような観点からこのDX、これを進めていく実行部隊として活躍してもらえ技術者、エンジニアいきますか、そういったものを私はぜひともこの企業版ふるさと納

税で募っていくべきではないかなというように思っていますけども、いかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

東京都東大和市の企業版ふるさと納税の制度を活用し、生命保険会社から人材を受け入れ行っている取組は市のホームページ拝見して認知しているところでございます。

この活用の例の一つでD Xの推進でございますが、本町でも専門的な知識を有する人材が不足していることから、本町では令和4年度から月に2回程度、大阪府のO Bの職員をデジタル専門官として任用し、職員と連携しながら市内のネットワークや行政D Xに関しても助言をいただいているところでございます。また、その任用経費に対しても特別交付税措置がされているということでございます。この制度の活用に寄附の活用事業の国の認定、先ほど言いましたが必要となっておりまいますので、引き続き東大和市での取組の実績を注視しつつ、本町のD X推進に向けてつなげていくための取組として勉強させていただけたらなと思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

ただいま総務部長のほうからも答弁にございましたが、大阪府のほうからD Xのアドバイザー、何かそういった方を大阪府のほうから派遣していただいているという、そのようなお話ございましたが、あくまでもこの方はアドバイザーであって、実際のいわゆるシステム構築とかをするような方ではないと、私はそのように認識しておるんですけども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

議員のおっしゃるとおりシステムの構築という作業までは従事はしていないと思います。なのでその辺の助言とか、そのアドバイスを主に受けてこちらのほうもその作業の参考にするというような形をとっているという状況であると思います。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

そういった意味で、いわゆるD Xのこのアドバイザーはあくまでも助言をすると。例えばこの豊能町の行政機関といいますか、この中でこういったことがこのいわゆるD X進めていけるのか、そういったことを見極めていく、これやったらできるよみたいなことをアドバイスをしてもらえる、そういうふうな位置づけだと私は思っておりまして、そういった意味でそういうアドバイスを受けた後、そのアドバイスを実行に移すには実際作業しなければならない、システム構築という。そういうシステム構築っていうふうな部分になってくるとどうしてもこの技術者が要る、エンジニアが要る。その部分を私は今日の質問で言わせてもらってるんですけどもね。もう一度そういった観点で、こういうシステムのエンジニア、そういった人を企業版ふるさと納税とかを使って人材派遣をしていくこと、そのことを私は言ってるんだけど、その辺りどうでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

この参考に言っていたいた東大和市のホームページを見させていただく中で、その導入に当たり議論している会議録というんですか、そういうのを見せさせていただきました。その中の委員の方がこのD Xについてもやられてる事例を参考におっしゃってた、これはこの人材派遣ではないんですけど、企業から派遣していただいて作業を当たっていただくことがあるという記述がございまして、その中でやっぱりこの東大和市も2年間の交流、派遣という形で組んでいらっしゃるんですけど、その2年とかの期間ではその作業がなかなか、来ていただいても定着しなかったという事例もあるので、そこは慎重に検討するべきであるというような意見もおっしゃっている事例もございます。今回実際この作業をするには基本的な本町の作業を熟知しないと、なかなかシステムだけをプログラムするわけではないと思いますので、基本は委託業者に委託をしながら作業を進めていく形になると思うんですけど、そこと職員の間に入って調整しながらプログラム組むという作業は非常になかなか調整も非常に大変な作業だと認識しておりますので、そこは先ほど言いましたように、他の同様事例を見ながら、本町としても導入できるかどうかというのはちょっと慎重に判断していかないといけないのかなと思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

いずれにしても、近い将来、本当に近い将来だと思いますけどね。職員の数が減って大変になるという、そういうことは十分に想定されますので、しっかりとこれから検討をしていってもらいたいなと、このように思います。

そうしましたら次の項目に移りたいと思

います。

次は、この町政運営方針12ページになりますかね。内容的には空き家バンクを通じて居住された方がリフォームを行う場合にリフォーム費用の一部を補助という、そのような文言が載っておりますかね。その部分について少し質問をしてみたいと思います。

まず1点目ですけれども、実は令和5年の3月、ちょうど3年前の一般質問なんですけれども、転入促進を行うため新潟県の十日町市のいわゆるUターン補助金とか、鹿児島県の長島町、住宅改修補助の実例を紹介して、豊能町での実施提案をさせていただいたことがございます。そういった意味で今回のこのような制度が実現することは大変にありがたいことやなと、このように思っております。この制度につきましては本年1年だけの制度なのか。もしも今年1年だけの制度であれば、できるだけ何年間も続けたほうが効果が出るんじゃないかなと思うんですけども、その辺りはどうなんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

この空き家バンクのリフォーム費用の助成でございますが、年々増加傾向にある空き家を少しでも掘り起こそうと、令和5年度の新規事業で家財処分補助事業を創設いたしました。これまで3件実績がありますが、他にも相談レベルで数件の問い合わせがあります。この空き家の掘り起こしと空き家バンクへの登録促進に一定の効果があつたと思っております。今回、空き家のリフォーム補助金は家財道具の処分補助金と両輪をなす事業であると考えており、家財道具処分の補助で空き家を掘り起こし、リ

フォーム補助で空き家を再生させて活用を図って、転入・移住を促進していきたいと考えています。まずは単年度の補助制度としてスタートし、この制度が転入者の増加につながるかなどの事業効果を踏まえて複数年続けて実施できるよう取組を進めていければと考えております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

そうですね。やはりできる限りこういう制度があれば続けていかれたほうがいいのかと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

この制度を実施するに当たっての、これも提案いますか私の考えなんですけども、やっぱり移住を促進するための制度ではありますけども、やはり豊能町のメリットありますか、住宅が比較的安いとか、あと環境がいいとか、そういったふうな魅力も一緒にしっかりとセットにして発信をしていく、募集をかけていく、そのほうがより効果が出る、上がるんじゃないか、そのように思いますけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

リフォーム支援補助制度などの経済的メリットはあくまでも移住施策の一つにすぎません。補助制度だけで促進が図れるとは思っておりませんで、御質問のとおり、町の魅力を発信することと並行して移住施策に取り組む必要があると考えております。これまで取り組んでいたシティプロモーション、トヨノノリポーターなどの魅力発信事業や、空き家バンク、住まいの相談窓口事業などと連携しながら、少しでも本事業

を活用してもらい、移住者が増えていくよう取り組んでいきたいと思っております。

また、町の将来像を示していくことも、これは大事かと思っておりますので、学校再編あるいはこの学校再編については令和8年度に、東西それぞれに義務教育学校を開校するというところで取り組んでおりますし、子育て支援施策とか、例えば企業誘致豊能で企業を開業するとかいうようなこともございますので、そのようなことも含めて周知と併せて周知をして、この制度を生かしていきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

ぜひともこの制度成功させていってほしいなと思います。町長頑張ってくださいね。よろしくお願いします。

では次の項目に移らせていただきます。次はこの町政運営方針の14ページになります。直売所「志野の里」の運営を支援しますという、こっからが去年のおさらいというようなところになるのかなと思いますけども、この内容につきましては去年、令和5年のいわゆる1年前の施政方針に対しての質問で、採算性を考慮の上ではありますけども、道の駅に対して前向きな御答弁をいただいたということでございました。今年町政運営方針に、見ましたけども、道の駅という言葉が全然ちょっと見受けられなかったもので、その辺りもあれかな。もう気が変わったんかなとか、ちょっとそんなふうにも思ったりもしてね。そういった意味でまだ来年とか再来年に期待しておいたほうがいいのか、その辺りちょっとお伺いしておきたいなと思ひまして、よろしくお願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

ありがとうございます。決して諦めてるとかそういうことではございませんでして、令和6年度中には動かないというか、動けるようなことではないということで、町政運営方針というところにはお示しをしておりますが、我々としてはしっかりと温めておりまして、議会のほうからも御提言をいただいております。早急にその辺りは整理して、何か見えてくるものをしていきたいなと思っておりますので、またその節はよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

今の町長の御答弁で、令和6年度中はちょっとまだ述べるできないかなみたいな感じなので、そう考えると、令和、次は7年度に期待しといたらいいいのかなというふうに思いますが、その辺りもちょっと期待していいですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

ありがとうございます。先ほど申し上げましたように御提言いただいていることも早急に進めて、着地点を見つけて、それで大体形が見えてきますので、その我々に与えられた条件の中で道の駅というものかどうか分かりませんが、採算性をしっかりと見極めてつくっていききたいなと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

やはり所信表明で触れられたことは継続して、進捗状況も含めて、短いことでもありますけれども載せていただいたほうがわかりいいかなと思います。

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

そうですね。私の言いたいことを議長も言ってくれたような気がします。ありがとうございます。

いずれにしても、もう諦めたんではなかったということで、来年度に期待を込めて、多分住民の皆さんも多分それ聞いて安心されるんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。

そうしましたら次の質問に移らせていただきます。

次はこの町政運営方針8ページになりますかね。教育全般の内容にはなりますけども、これも昨年の所信表明、そのときの内容の振り返りみたいな内容になりますけども、昨年のいわゆる施政方針演説の中に、放課後を活用した教室の開設というふうな文言がありまして、そのときに御答弁いただいた内容が、放課後子ども教室のようなものであるみたい、そのような確か御説明があったかと思いますが、今回、今年この町政運営方針にはそのような内容が、私見た限りはちょっと見当たらなかったような感じがするんですけども、その辺りも今後に期待すべきなのかどうか、その辺りの質問をさせていただきます。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

放課後を活用した教室の開設につきましては、今現在も各小学校区におきまして地域学校協働活動推進員、学校コーディネーターさんと俗にお呼びしておりますが、を中心に実施をしております。今後、令和8年4月に学校再編に向けて作業を進めておりますが、放課後を活用した教室の開設につきましても、今後、令和8年4月に向け

て、どう運営していくかにつきまして今現在議論を進めているところでございます。

2月にも、教育委員会事務局の職員と学校コーディネーターとで、例えば能勢町のささゆり学園の放課後子ども教室であるとか、箕面市立南小学校のサタデースクールを視察し、その運用方法についてもしくは組織づくりについても学んできたところでございます。今後、このような他市町村の先行事例を参考に、学校コーディネーターや地域の皆さんと連携し、豊能町版の子どもたちの居場所づくりについて取り組んでいきたいと思っております。

先ほど中川議員おっしゃられたとおり、令和6年度の町政運営方針には記載をしておりますが、今現在も学校コーディネーターを中心に、来年度も引き続きこのわくわく教室を行うとともに、今後、その充実に向けてどういったことができるかというのを検討してまいりたいと考えています。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、その質問の中で去年、いわゆる学童っていいですか、そういったものもありますけども、そういったものを一体化して取り組んでいける制度があるよみたいなことを去年言わしてもらったと思うんです。それに対して、文部科学省が放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化、そういったものを制度として取り組んでいけるようなものを設けてるというふうな話をさせてもらったら、今後ちょっとそういう事例を視察してみたいという、そのようなたしか御答弁があったように思いますが、その辺りも併せてちょっと聞かせていただければ

と思います。どうなってるのか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

教育長の森田のほうから御答弁させていただきます。

放課後の子どもたちの時間の使い方、居場所づくりにつきましては、一つは今、議員御指摘がありました学童保育、留守家庭事業等、もう一つは、今、各小学校でわくわくというふうな名称で、4小学校でそれぞれコーディネーターさんを中心に、またボランティアの方にお手伝いをしていただきながら進めておるところなんです。その中で、例えば運動場に出て遊ぶときに、学童の指導員さんとわくわくのほうのボランティアさん、そこのところが一緒に子どもたちの様子を見ていけるんじゃないかなと、そういうようなことも考えていこうというようにことで議論をしておるところなんです。ちょっと話は変わりますが、このわくわくのほうは。コロナの前は、例えば2日とか3日とか、1週間のうちに、そんなふうな形で実施をしていただいていたんですが、コロナがありましてそういう活動も縮小をせざるを得ないというふうなことで、大体どこの学校も1日か2日になっておるんです。それをやはりもとどおり、そしてもっと子どもたちにとって充実したものにできないかということで、今回、先進的な取組をされているところを見せていただきました。併せて、平日だけじゃなしに土曜日あるいは休みの日、そういう中でもやはり子どもたちの居場所づくりが必要ではないかということで、これはサタデースクールという形でらせていただきました。なお、やはり子どもたちが好きなことをやるということはいいいことなんですけど、そ

の中で併せて、できでしたら、好きなことにプラスして、やはり学力のことにつきましても自立ノートという制度が全小学校、あるいは全中学校で今、取組をしていますので、そういうことも、やっぱり勉強、その日習ったことを自分で振り返ってやるということも併せてできないかなというふうに思っておるところでございます。こういう事業、国のほうの放課後子どもプランという補助事業もございますので、そういうようなところも活用しながら、来年度できたら試行ができないか、そして令和8年度からはそういう形が義務教育学校の中でやっていけないかということを今、議論をいたしております。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

引き続きよろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永並 啓君）

以上で中川敦司議員の質問を終わります。

次に、永谷幸弘議員を指名いたします。

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

皆様こんにちは。

議長から御指名を受けましたので、7番・公明党、永谷幸弘の町政運営方針に対する質問を始めさせていただきます。

能登半島地震は1日で発生から2か月を迎えました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、いまだ厳しい避難生活を余儀なくされている被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは質問に入ります。

まず初めに町政運営方針7ページの基本指針1「住民主役のまちを作り出す“ひと

づくり”」についてでございますけれども、9ページの2番に、いつまでも健康で、みんなが活躍するまちの中で、一人暮らし高齢者等の緊急通報装置貸与事業と豊能町社会福祉協議会の緊急時安否確認（かぎ預かり）事業を改編し、民間事業者との連携により、医療・介護・福祉・見守り体制のさらなる強化を図っていきますとございます。まずこの具体的な内容にお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

議員おっしゃっていただきましたのと重複するんでございますけれども、今まで私どもが実施しております一人暮らし高齢者等の緊急通報装置貸与事業、御案内もありました社会福祉協議会のほうでも緊急安否確認、いわゆるかぎの預かり事業につきまして現在も実施しているところでございますけれども、この事業、通報者先から御本人の応答がない場合に、御自宅に駆けつけていただく地域の協力員をお願いしてるところでございます。この地域の協力員の皆様の、現在、確保がなかなか困難になりつつあるような実態、それとそれぞれの事業での協力員が異なっているという場合もございまして、地域のボランティアの方々の力に頼ることも少し限界がきてるのかなというふうに感じてございます。また緊急通報装置の貸与事業につきましては、現在NTT回線のみしか御利用がいただけないということも課題となつてございまして、この両事業について一定の整理が必要であり、今後の私どもの町を見たときに、孤独や孤立の支援策として制度改編が必要と判断したところでございます。今回、現在事業者との調整中ではございますけれども、新た

に民間の警備会社が実施するN T T回線以外の回線でも御利用がいただける通報装置を利用させていただくことによりまして、事前に自宅の鍵をお預かりしたガードマン等による緊急の駆けつけはもとより、看護師等の資格を持つスタッフによる健康相談、また熱中症見守りコール、災害時の緊急速報等を行い、現行の事業より御利用いただける方の範囲や利用内容が拡大を図る内容となっております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

次に緊急通報装置貸与事業と緊急時安否確認（かぎ預かり）事業とをリンクさせる意義について、この点についてお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

先ほど私のほうから申し上げましたように、この両事業について課題があったことから、二つの制度を改編し一体的な制度に再構築をさせていただきまして、先ほども申し上げてます民間警備会社とも連携することで事業内容を向上させることができると、このように考えてございます。ガードマン等につきましては、通報がございまして異常事態が発生してからおおむね25分以内に駆けつけることとなっておりますので、緊急の場合には自宅にお伺いして、お呼びしても反応がない非常時につきましては、事前に鍵をお預かりしていることにより即座に自宅に入室し、安否等が確認できるメリットがあると考えてございます。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。現在、緊急時安否確認（かぎ預かり）事業は、西地区では祥雲館、そして東地区ではのせの里で鍵を保管しております。これを警備会社に保管させて、緊急時に鍵を持って現場に向かうとなると、私の個人の考えというか判断なんですけど、現在の体制よりも緊急対応に時間を要すると思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり25分以内に駆けつけさせていただくのは、経験のあるガードマン等が行きまして、本人の状況を確認し、関係者はもとより救急や警察等への連絡を即座に判断し実施いたしますので、時間的な不利益についてはないものと考えてございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

次に10ページの3、安心して子どもを産める環境づくりでございますが、現在、池田泉州銀行光風台出張所内の空きスペースを活用して子育て支援センターすきっぷを運営し、未就学児の親子が気軽に集える集いのスペースやプレイルームの開放、また各種事業で多世代が交流できるコミュニティを提供するなど、子育て世代を応援していきますとございますけれども、現在は1階は子育て支援センターすきっぷを現在

運営されておりますけれども、2階の各部屋についてはどのような、現状使用されているのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

池田泉州銀行光風台出張所の2階の2室あるうちの手前にございます1室を利用させていただいております。この部屋につきましては、現在のところ使用用途につきまして、一時保育でございますとか、すきっぷの事業でございます、年齢別に集まっております。その他各種のイベントにも利用させていただいております。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。すきっぷの前だんでらいおんということでございましたけれども、今回、すきっぷが使用しておりますけれども、そのときから私がちょっと思ってたことございまして、現在2階を、部屋を使ってということで答弁ございましたけれども、この2階へ上がる階段がらせん状階段になっておりまして、私は大変危ないという気はずっと感じておりまして、大人でも気をつけないと危ないなということを感じておりますので、乳幼児に対しての安全対策についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、この建物の2階上がるときにはかなり階段の落差があるようなものになってございます。現状このような状況でございますけれども、ふだんより御利用いただいております保護者の皆さんにつきましては、今、御指摘のとおり十分説明をさせていただきまして、安全対策に留意をいただくとともに、職員におきましても目視による確認や声掛けを実施いたしまして安全対策に努めているところでございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

次に、改めまして、池田泉州銀行との契約期間、これについてはどうなっているのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

現在、池田泉州銀行との契約でございますが、令和8年の6月までの使用期間となっております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

続きまして次にいきますが、10ページの、留守家庭児童育成室においては入室希望児童が増加したため必要な備品を購入し環境を整備します。また、吉川留守家庭児童育成室を開設し保育の充実を図っていきましますとございますけれども、この具体的な内容についてお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

現在、吉川小学校の留守家庭児童育成室の児童は東ときわ台小学校育成室の所属となっていますが、17時まで、午後5時まで吉川小学校の校舎で過ごし、17時以降に東ときわ台小学校の育成室に移動をしています。次年度は吉川小学校育成室の児童が増加するため新たに吉川小学校に育成室を設けるもので、備品につきましては主に吉川小学校、あと東ときわ台小学校が育成室が吉川小学校と分割になるということで、吉川小学校と東ときわ台小学校に備品を購入するものでございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

留守家庭児童育成室の事業内容につきましては、放課後児童の健康管理また安全確保、情緒の安定等ですね。また遊びの活動への意欲と態度の形成、また遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援。その他放課後児童の健全育成上必要な活動になるというふうに私は認識しております。なお、育成室開設に当たって様々な課題もあると考えております。そこで3点質問いたします。

1点目につきましては支援員の確保のめどについてですね。2点目は帰宅時の安全確保の方法について。3番目は育成室でのけが等の場合の学校の協力体制について。

この3点についてお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

まず1点目の支援員の確保につきましてです。先ほど申し上げましたように、現在も17時までは吉川小学校の中で運営しております。その吉川小学校で勤務されているそのままの人員を中心に確保する予定で現在作業を進めております。

2点目の帰宅時の安全確保の方法でございますが、児童の帰宅につきましては原則として保護者の方にお迎えをお願いしております。したがって保護者の方によって安全を確保できておりますので、安全については基本的にできているというふうに考えております。

3点目の育成室でのけがなどの場合、学校との協力体制でございます。簡単なけがなどにつきましては育成室で対応しておりますが、場合によっては学校の養護教諭に御協力をお願いしている場合もございます。万が一それでも対処できない場合につきましては救急による対象ということで進めておるところでございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

続きまして16ページ、基本指針3番、「緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”」について質問いたします。

その中で、住民の生活の質を向上を目指したコンパクトなまちづくりでございますけれども、実証運行を終えたA I オンデマンド交通についても検証を進めながら、新たな交通モードを組み合わせることによる人流増加を目指し、さらなる交通需要増大の仕掛けをつくっていきまうとございますが、この具体的な内容についてお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

地域公共交通は生産年齢人口の減少やコロナの影響により利用者が減少しております。また町内のバス路線は全て赤字の状況であり、昨今運転手不足も相まって、今後バス路線の減便廃止などが懸念される状況です。こうした中いかに移動利便性の向上と人流の増加を図るのか。A I オンデマンド交通はこうした課題を解決するために令和4年度に無償実験、令和5年度には有償実験で運行を実施いたしました。運行の検証は今後進めていきますが、新たな交通モードであるA I オンデマンド交通と鉄道や路線バスなどこれまでの公共交通とうまく組み合わせることで交通利便性が高まり、併せて町の魅力を高める取組を進めることで、公共交通の利用者が増え、将来に向けて安心できる移動サービスが提供できるのではないかと考えております。A I オンデマンド交通が公共交通の利便性促進になれば路線網全体の安定的な経営につながることから、持続可能な公共交通の維持につながるよう前向きに取り組んでいきたいと考えております。ここでいう交通の仕掛けでございしますが、まだ現在そういうA I オンデマンドもまだこれからの検証でございしますので、まだこれといった形にはなっていないんですが、先般も交通事業者との意見交換もを重ねており、その中でこのオンデマンドと鉄道、路線バスを組み合わせた取組を今後図りながら、利便性向上の形をつくっていききたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございました。

次に17ページの下から4行目にございます町道の老朽化した舗装について、点検結果をもとに策定した舗装個別施設計画に基づき、計画的に更新を行うことで交通の円滑化を図っていきますとございますけれども、通常の道路ということであれなんでも、私は次に歩道なんですね。町内の歩道についてはどのようなお考えをされているのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

本町が管理してます町道、まず車道部のことをちょっとお話させてもらいますが、現在の劣化状況が悪い箇所から点検を行いまして、順次、舗装の打ち替えを行っておる状態にして、これらは全て舗装点検に基づいて、町政運営方針にも書いてます舗装の個別施設計画を策定し、国の交付金などを活用しながら、舗装修繕を行っておるというところです。

議員御質問の歩道についてですけども、こちらについては現在国の交付金対象等ではないため、財政的な面から、その歩道の全面的な舗装打ち替えについては難しいと考えております。ただ、歩道部において劣化の激しい箇所がございましたら、予算の範囲の中で部分舗装、パッチ舗装と呼んでますが、それで現在対応しておるというところです。

以上です。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

一般質問におきましても歩道等について

質問を行う予定しておりまして、これを追求していくと一般質問できませんので、これをもって町政運営方針に対しての質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

以上で永谷幸弘議員の質問を終わります。

議長換気のため暫時休憩いたします。再開は2時30分といたします。

（午後2時16分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、才協明美議員を指名いたします。

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

大阪維新の会、才協明美でございます。

議長に指名されましたので、町政運営の質問をさせていただきます。

上浦町長就任され、ちょうど1年。公共施設再編、ダイオキシン問題、学校問題など課題が山積している中で12の新事業を展開されたことは大変うれしいことでございます。そして特にとよのんの商品券、紙でいただきましてとてもうれしかったです。使い勝手がよかったです。めったに食べれない牛肉が食べれたことは家族全員喜んでおりました。皆様、ありがとうございました。

では16ページの基本指針、「緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”」について。
1、住民の生活のクオリティ向上を目指したコンパクトなまちづくりについてです。
10年先を見据えての町内での暮らしの中で、人工知能A Iや情報通信技術I C Tを活用しながら、誰もが快適で暮らしを豊かにするための取組が必要であると記されています。交通の利便性の向上が町にとって大きな課題の一つです。町民が町外に流出する

のは交通の便が悪いからだと思っております。自然豊かで緑が多い。子育てするには絶好の豊能町なのになぜ引っ越していくんでしょう。特に東地区では顕著であります。定住できないのは交通問題が大きいと考えます。年少者、これから増えていく免許証返納高齢者、交通難民といえます。公共交通が近くにない、最寄りバス停まで行くのに大変な方々を移動弱者といえます。これらを解決するためにはどのような取組が必要だとお考えでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

最初に全体的な話でよろしく申し上げます。

○町長（上浦 登君）

御答弁させていただきます。

交通施策っていうのは私の中では一番難しい施策だと考えてございまして、職員にも常々交通施策が一番難しいと申しております。といいますのは行政だけではできないということで、そこに交通事業者がえられるということと、それからそこに利用者の数といいますか利用者がなかなかそこでマッチングしていかないということも含めて難しいかなと思っております。今、議員がおっしゃいますようにまちづくりの根幹が公共交通ということでございます。できるだけきめ細やかに公共交通を張り巡らせるというのが行政であり、公共交通を担う会社の方々だと思っておりますが、まずは御利用いただくということが大事だと思っております。御利用いただきますと減っていた便も増えていくというようなことがありますので、そのところは御利用いただくということがまず第一。それから、その基幹、メインの公共交通機関にどのようにサブで結んでいくかというのが我々行政の

知恵の出どころではないかと思っておりますので、引き続き皆様のお力添えをいただいて、何とか公共交通の維持に努めていけたらと思っているところでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

自家用車の運転できない学生や免許を返納した高齢者など、公共交通手段の確保の必要性を考えますと、公共交通の果たす役割が今後ますます大きくなると認識しております。他方、路線バスの実際の乗降者数は減少傾向となっており、今後乗降者数の減少によるサービスの低下が懸念されるところでございます。持続可能な公共交通の維持のためにはまずは既存の広域路線バスの維持確保に努め、町内移動に関してはそれを補完するデマンドタクシーの利用の促進を図りながら、東地区・西地区それぞれの移動ニーズに対応した、誰もが円滑に移動できる環境の整備に向け取組を進めていきたいと考えております。そうした考えのもと、交通事業者との意見交換も図って情報交換等も図っておるところでございます。本町の公共交通を守っていくため、双方知恵を出し合って交通利便性の向上をさせる取組をしていきたいと思っております。そうした取組には、この御質問にあるＡＩ、ＩＣＴ技術の活用など、事業の効率化・省力化を図ることも必要ではないかと考えております。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

私どものほうは、高齢や障害者ということで移動に制約がある方についてのお話させていただきたいなと思っております。

この方たちには公共交通ではカバーできない福祉的な有償運送の対策、対応が求められるということは理解してございます。現状といたしましては、皆さん御存じのとおり、在宅高齢者等の外出支援事業という形で町所有の２台の車両、「おでかけくん」や、本事業に登録されているタクシー会社や介護タクシー、また福祉車両での有償運送を実施している事業者とともに、福祉有償運送として事業を展開しているところでございます。現在この事業平成15年から開始いたしまして約20年を経過してございます。今後も私ども町の状況も注視しながら、この実施内容については検討してまいります。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

才脇明美議員。

○２番（才脇明美君）

交通問題は一般質問でもさせていただきます。

私、子どもが３人おりますけど、子どものお友達が希望ヶ丘の子なんですけど、おばちゃん議員になって、何もせんでええから交通だけして、交通だけ頑張ってるって。いや何にも、あとせんでええからってみたいなこと、交通、交通、交通と、顔を見たら交通って言われております。

また東地区の問題で恐縮なんですけど、私が切畑に嫁いで、30年前ですが、条件としてパートナーの親との同居、そして運転免許証を所持しているか、所持していなかったら取ってくださいと。私は持ってましたけどね。取ってくださいと。旧村のほとんどがこれ条件の一つでした。警察学校みたいですね、免許証が要るっていうのは。釈迦に説法ですが時代は変わっています。今は親との同居なんてあり得ない。一昔二昔前は同居していたから交通問題も家族で支

え合っていました。しかし今は時代の流れで、交通問題などの支えはなくなってしまっています。この豊能町、田舎を好んで住んでいる方、また田舎に憧れて住んでこられた方。何度も言いますが、時代が流れ、家庭環境、生活環境も変わってきております。これらも鑑みて、交通難民、移動弱者のことを考えていただきたいのです。

それで、無人タクシーの導入も並行して考える価値があると思います。日本ではホンダとアメリカゼネラル・モーターズと組んで無人タクシーサービスの準備を進めているようです。2026年には東京都内で事業をスタートさせる予定だということですが、無人タクシーを必要とされているのは都会より既にドライバー不足に悩んでいるこの地方、特に過疎地域になっている中山間地帯、この地域であると思っております。自動運転による事故に不安がある。歩行者もあるのなら、歩行者も自動車も少ないこの中山間地域なら、事故の危険性も減ると考えております。豊能町はオンデマンド交通が導入され、町民もスマート化された交通システムは耳なれしておりますし、なれ出しているはずです。基本指針3、10年先を見据え、AIやICTの活用しながら、誰もが快適で暮らしを豊かにするために、自動運転、無人タクシーで交通問題を考えるときがきたのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃられましたように無人タクシーでございますが、外国、アメリカとかは例えばそういうAIを導入してそのような取組をされている。国内でも実

証的に無人のバスか車両か何かを運行しているところも何か聞いたことにあるように思います。今現在、ライドシェアとかは、人例えば地元の方がドライバーとしてまず登録して、ドアツードアに近いような形で運行されている。当然、既存のバス事業者が撤退したようなエリアでそういう取組をされてるということは聞いたことございます。ただ、先ほど言いました安全性の面、御指摘もありましたが安全性の面とか、あるいはドライバーの技能の問題とかありますので、なかなかそこに行くまでにはまだ少々いろいろな課題を解決することが必要かなと思ってます。その先に自動運転ですか。自動運転になりますともうドライバー乗っておりませんので、非常にその安全性の高度なレベルでの安全の確保が必要となってくると思います。本町の場合は、確かに人口は減少、東地区は人口少のうございますが、山間部であり、あるいは道が狭い道も多ございます。なので、そこまで自動運転でそれを運行していけるかというのはまだ多分多くの課題を克服しないと、あるいは費用面でも国等の支援をいただかないと、なかなかその運行は課題があるのではと思っておりますので、まず公共交通、事業者を交えた公共交通の利便性向上から意見を知恵を出し合って、自動運転までいくにはまだその次の次ぐらいの多くの課題があるのかなと思っております。

○議長（永並 啓君）

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

2点目の質問です。基本方針2「未来の活力を生み出す“しごとづくり”」について、14ページの地域経済を循環させるについてです。

農業従事者の高齢化や後継者不足問題の解決策として、農業の担い手を育成するこ

とを目的に、豊能町内で就農を目指すとの就農支援塾は大いに成果があり、卒塾生の40%は町内で就農しています。塾生は1年間の研修と、1年間6万円の研修費用を町に払い、やっとの思いで準農家の資格を得ました。大いに成果はもうありますが、もっともっと成果を上げてほしい。この全員がなぜ就農しないのか、できないのか。問題点は多々ありますが、まず、耕作地のマッチングができない。生産物を商品にする場所。洗い場、施設ですね。そういうところがない。余談ですけど、就農支援の方、大阪市内からマンションに住んで来られます。ニンジン収穫しました。その人参を洗うのに洗う場所がない。ニンジンを自分のマンション、エレベーターでマンションに上がって洗ってまた持って降りてくる。ニンジンやったらまだましやった。ニンニクの時だったそうです。ニンニクときはもうエレベーターが臭くてしょうがない。これは二度としたらあかんなど。そういう洗う施設が欲しい。そしてそれをビニール袋に入れる場所が欲しい。ある人はこの軽バンに乗ってきて、夏、クーラーをかけて軽バンの中で袋詰めをしたと。そういう施設が欲しいという課題点があります。ちょっと余談になりましたけど。そして移住地を求めておられます。皆さんは町内に移住したいという人がほとんどです。単身の方もおられますので、その方は小さい家でもいいと言っておられます。間借りしてでもいいと言っております。こういう今の現状なんですけどどうお考えでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

私のほうからは、卒塾生の耕作地、作業場などの対応に関してということでお答え

いたします。

卒塾性に対する耕作地への対応ということ、先ほど議員のほうからもありましたとおり、本町の場合、平成29年度から令和4年度までに54名の卒塾生がおられましてそのうち、24名、約44.4%ですけども、の方が就農しておるというところですが、これまでその本町が農地所有者と耕作希望者の間に入りまして、議員もお話があったとおり、その都度マッチングして、成立の見通しが立ったものから中間管理機構を通じて利用権設定を行っておるというところですが、ただ、議員のほうからもありましたとおり、支援塾卒塾生の町外の耕作者につきましては、作業場だけではなくて農機具用の農業用倉庫とか駐車スペースとかトイレ等の確保が問題となっておるというところですが、これらの対策としましては、令和6年度に各地区で地域の農業を維持するために地域計画を策定することとなっております。そして、その支援塾塾生などを新たな担い手の位置づけと定めまして、一定まとまった農地で集約できる地域があれば、作業場の整備等も含め議論ができるものと考えておるところです。

以上です。

○議長（永並 啓君）

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

この件につきましては明日一般質問でまたさせていただきます。そして農業用機械の購入、費用の一部助成も、とてもとてもありがたく思っております。農業をするには家電用品のように様々な機械が要ります。そして、まして米作りなど夢のまた夢のようだと言っておられます。機械が高過ぎてですね。ここで就農者が困っている、大きな機械が必要とされる場合、または草刈りが行き届かない場合、農家さん派遣の

ような取組をしてはどうでしょうか。今、この現在、豊能町の農業従事年齢、従事者は、あと五、六年は派遣で仕事をしてくれはるん違うかなと考えます。これは今することだと思います。農業機械を持って、トラクターの機械を持って耕してあげるとか、機械を持って、機械で作業をしてあげる、機械が買えない、購入ができないんですから、そのように考えてみてはどうでしょうか。令和7年5月にはコメリもできる予定ですよね。豊能町は農業にも今以上に力を入れて発展しなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

議員御質問の、農業機械持込の人材派遣についてですが、現在の民間のほうで行っております農作業の受託という内容についてお話させていただきます。この農作業の受託についてなんですが、例えば一例でいいますと大阪北部のJAのほうで農作業受託事業を現在実施しております。また農協以外でも野間口地区農業共同施設利用者組合で、農機具の賃貸借だけではなくてオペレーター付きで受託事業として現在実施しております。ただ、利用される方が極めて限定されておりまして、これまで積極的な広報は行ってきておりませんでしたが、御相談があればこれまでは紹介してきたというところです。以上から、この農業用機械持込の人材派遣については民間で受け皿がございますので、町としてはそちらを御紹介させていただくということで、今後はしっかり広報のほうをしていきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

今おっしゃいました受託、JAがしてる。それはJAの組合員でないと借りれないんです。それで皆さん困っておられるんです。農協の組合員ですね。それに豊能町、ほかの市内とか京都から来られてますので、ここの北部農協の準組合員にはなれない。私もちょっと調べましたが、はっきりした規定はないらしいんですけど、ちょっとハードルが高いみたいです。またその辺もまた一般質問で今後やっていきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

以上で才協明美議員の質問を終わります。

次に秋元美智子議員を指名いたします。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

秋元です。よろしくお願いいたします。

この町政運営方針も、それからまた当初予算も見させていただきまして、改めて本当に高齢化に大変な費用かかってくという実態とともに、ここにいたら私先ほど32年前のこと触れましたけれども、至る間にシートスとかユーベルとか、それからいろいろな施設ができてました、人口増加に向けて、今度逆にこれからの豊能町に向けてこれをどのように縮小していくか、公共施設ですけども、そういった事業も抱え、なおかつそれこそ30年後には7,000人、3,500になるんじゃないかっていう中でどのように人口を増やしていくかということが私は本当に豊能町にとって、大きな、理事者にとって大変頭の痛い問題だと思いますので、そういう方面から質問させていただきたいと思います。

今回につきましては、人口減、触れませんが。人口これ以上減らさないためには高校

生の定期が必要じゃないかと同僚の議員も質問してましたけど、それについての取組は書いてあったのでうれしいなと思いました。

それから空き家を活用した人口増に向けた施策ですけど、これについても先ほど中川議員も触れてまして、非常に私としては期待が持てるって変な言い方かな。町の取組みの真剣さをすごく感じました。ぜひ進めていただきたいと思いますけれども、ただ、この空き家のリフォームのほうですけど、何点かちょっと教えていただきたい。方針的に確認したいことがございますので、今回質問に上げさせていただきます。

具体的な基本姿勢の1の4にあります12ページですけども、空き家の利活用に向けて三つの取組を述べていらっしゃいますよね。うち空き家リフォームについては、これは先の12月議会で、私自身、香川県の小豆島の取組を紹介させていただきました。ただ、香川県の小豆島の取組と、ちょっと豊能町の取組と違うところもありますし、その点含めて質問させていただきます。

町政運営方針では、空き家バンクを通じて移住された、居住された方がリフォームを行う場合に、リフォームの費用の一部を補助するとしていますが、この対象となるのは空き家バンクに登録された売り物件、それと賃貸、どちらもですか。それとも、こっちだけとかあっちだけとか、まずそこをお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

空き家リフォーム補助につきましては予算成立後に要綱等で細部を規定していく必要があると考えますが、現段階で補助対象

として空き家バンクに登録している物件を購入又は賃貸され居住する移住世帯を想定しております。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

賃貸わかるんですけど、購入する人も、確認いたしますけれども、購入される方に対しても、要するにリフォームの補助、購入した後にしてくださるということですね。という場合です。どちらにしても購入しても賃貸しても最低こんだけは住んでほしいと。はい、リフォームしました、来年さよならではちょっと困っちゃいますので、そういった条件的なものもきちっと考えていらっしゃると思うんですよね。これについてはいかがですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

リフォーム完了後3年以上継続して本町に居住する意思のある方を対象に考えております。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

3年以上上っても中にはどうにもやむを得ない事情で2年とかってあると思います。そういうときにどうするかってことはやっぱり今後きちっと考えてください。これは今ここでどうこうじゃなくて考えていただきたい。

それで対象になるリフォームの箇所というのは、30万円だったかな、今回。どの辺りになるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

対象工事として想定しておりますのは、安全性、居住性又は機能性の維持向上のために行う修繕補強、間取り等の変更等のリフォーム工事を想定しております。ちょっと具体的に申しますと、御質問で書かれていらっしゃるような台所、トイレ、風呂場など水回り、ガスなどの住宅設備、機器の設置工事、床や壁等の張替えなどの内装工事、あるいは屋根、外壁などの外構などの外構の工事、照明あるいは照明や電話インターネットのケーブルテレビなどの配線工事、ガレージや物置等の設置工事などを補助対象として想定をしているところでございます。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

ということは対象はかなり広いということで、この中で御自身の中で30万円でできる範囲は町のほうが援助しますよということかと思うんですが、私この場合は、豊能町の業者の方を優先すべきだと思いますし、小豆島は確か限定してました。業者は町内の業者って。これについては、もしお考えがあるならお聞かせください。今後の検討でしたらそれで結構です。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

町といたしましても地域経済の活性化及び地域雇用の促進を図る観点から、町内業者に対応していただくほうが現在望ましいと考えております。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

またそこもよろしくお願いします。お考えください。

それで先ほど、賃貸と売り物件と両方って話だったんですけども、売り物件はわかるんですよ。要するに何がわかるかっていうと、完全に住む方の所有物になるから。どんなリフォームしようとその人に任せたらいいんですけども、これ賃貸となった場合、もちろん所有者がいるわけですよ。この人の望まないというのかな、知らない間に勝手にされていたってことがあったらまた大変なことになっちゃいますので、この場合は、手順的にはこうしようというふうな、もう、そういった案内があるんですか。それともこれこれからですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

手順の御質問ですが、まだこの件についてはこれから詰めていきたいと思っております。ただ、賃貸の場合のリフォームにつきましては当然所有者の承諾は必要かと思っておりますので、どのような改修工事をされるかというのは出てこないとわからないかもしれませんが、その内容については所有者が了解の上、リフォームを進める必要があるのではと考えております。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

賃貸で先ほども言いました、その全てガス整備やら何やらかんやらと全部やって、それで後々になって、何でこんなになったんだというふうなことは絶対起きたらまずいので、これ本当に双方合意のもとに、ど

ういうふうに進めていくかってことはきち
っと今後も考えていただきたいと思います。これ
をお願いして終わらせていただきます。

それで同じリフォームの費用の補助でも
小豆島の場合は空き家所有者に向けた制度
ですよね。要するに空き家所有者が町の制
度使って自分の家をリフォームして、誰か
借りてくれるのを待てばいいという制度だ
ったんですけど、こっちは違いまして、空
き家バンクを通じて借りた、買った方を対
象にしていますので、せっかくの制度、まず
は何が大事だって空き家バンクに登録件数
が少ないとちっとも活かされない。例のご
とく、昨日3月3日現在調べたら、空き家
バンクの登録件数は、売り物件が3件、賃
貸1件、かなり寂しい状況なんですよね。
やっぱり本当に促進を図っていくには、去
年スタートをさせました家財道具の撤去補
助制度ですか。あれをまず充実させていく
こと、必要があるんじゃないかと。まず、
この空き家バンクの充実に向けてこの制度
というのは、今言いましたように、家財道
具の撤去のほうですよ。去年は確か5枠だ
ったと思いますけど、その枠を広げたか何
か、何かしらのこの充実策みたいのは今回
考えられましたでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

空き家バンクのリフォーム補助金は、家
財道具処分の補助金と両輪をなす事業であ
ると思っています。家財道具処分補助で
空き家を掘り起こし、リフォーム補助で空
き家を再生させて利用を図り、転入移住の
促進をしていきたいと考えております。住
まいの相談窓口との意見交換の際にリフォ
ームに関する相談も多いと聞いております

ので、転入者のニーズはあるものではない
かと考えているところでございます。令和
6年度の予算でも家財道具の補助の予算で
ございますが、50万円ほど計上しておりま
す。想定件数は上限10万円としました5件、
今3件ほどの実績があると担当から聞いて
おりますので、それも引き続き併せて継続
的に実施して、リフォーム補助の制度が有
効活用されるように努めていきたいと思っ
ております。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

繰り返しますけども、せっかくの新しい
制度、リフォーム制度、まず空き家の登録
件数が少ないと何ともなりませんので、私に
言わせたらまた今回も5件と、もっと10件
ぐらい、10枠ぐらい増やしてもいいんじや
ないかと逆に思いますので、今後ちょっと
検討してみてください。

それで、ちょっとここにあります、説明
書のほうではこれは住まいの相談窓口を運
営してなってんですけども、この事業ね。
住まいの相談窓口に、既に相談窓口を運営
し、町がですね、というふうなことでこの
補助金制度のことに触れてんですけども、
当初予算説明書ですよ。住まいの相談窓口
というのは、私はふるさとおこし協議会に
委託してるものとばかり思ってたんです
が、町が運営してるっていうような理解し
ていいのかな。ちょっとこのことを確認さ
せてください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

住まいの相談窓口でございますが、議員
御指摘のとおり、ふるさとおこし協議会、

そこに依頼しておりますので、町が運営しているということも、委託ですので実施主体は町という形になろうかと思っておりますので、現在のところはふるさとおこし協議会に委託をしておるという状況でございます。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

もうこれも一つの要望かもしれませんけど、住まいの窓口の話はそれでいいです。今回も空き家のことを調べると、空き家、ホームページですよ、空き家って入れると、インデックス見つかりませんでした。下に何か出てきます、いろいろ制度のことが。そこ行くと、この住まいの相談窓口とか行くんですけども、先ほど触れましたけど、同僚の議員たちが豊能町の魅力の発信をやってかないとだめだろうと。こういう空き家の一つでも、入れたらインデックス見つかりませんでしたってのも本当正直言って何なのっていう気持ちになりますので、この辺りも十分考えてください。これはこれで終わらせていただきます。

次に、簡単なんです。基本指針の3にあります、緑の中で考える、暮らせるまちづくりの中の何ページかなこれ。次の話なんですけど、17ページです、ごめんなさい。学校施設等跡地利用の活用についてのことを触れてますね。17ページで。これ読ませていただきますけど、義務教育学校開校により、令和8年3月に閉校となる学校施設等跡地利用の活用については、住民の皆様と意見を交換しながら学識者云々って書いてあんですけども、その前のページの、公共施設につきましてはここにさらに住民アンケートやワークショップって出てるんですね。それは公共施設と学校施設違うかもしれないけど、単純にこの2点は行政の進め方が違うと思っていいですか。私はなぜ

学校のほうにも住民のそのアンケートやらそういうものをやらないのかなっていう疑問から、公共施設はちゃんとそういう対応してるのはなぜかなって疑問が出てきましたので、とても単純な質問ですので、単純に答えてくださったらお願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

議員御指摘の公共施設再編と、この学校の跡地の考え方の進め方でございますが、御指摘のとおりこの進め方には違う、異なった進め方を現在考えております。学校施設につきましてはもう、特に西地区につきましては、吉川中学校で一貫校を整備しますので小学校は空いてくるのが確実かなと見込まれますので、空いてくるのがほぼ確実視されるますので、その辺りの検討を今回検討委員会を立ち上げて利活用を図っていく形で考えておるところでございます。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

利活用を考えていくのに住民のアンケートとかワークショップってのは要らないって、そこを考えてないっていう理由を知りたいんです。だから、もう施設はこれとこれとこれと決まってるから、いや、そこまでは要らないと思ってますっていう、何かそういうふうな答弁いただけるのかなと思ってたんで。運営委員会と組織の検討組織が違うのはわかりますよ。その中身のこの進め方、結論に至るまでのその進め方が何で両者こういうふうな、片や住民アンケートとかワークショップと触れながら、もう片方はそれが触れてないのかな。住民の皆様

様と意見交換をしながらさらっと流れてるところがちょっと理解できなかったの。また別の機会でもいいんですけどこれは。もしお答えできるものでしたらお答えください。もしあれでしたら後でいいです。私はどちらかというと、そういうふうにしていただきたいなって思いで今回質問させていただくつもりであります。なので、もしくんでいただければ別に答弁は結構です。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

議員おっしゃっておりますように、その公共施設再編ときにも一応検討委員会というのを立ち上げさせていただいて、基本方針というのを決めました。そのときにどういうやり方やったかっていうと、学校のこの跡地利活用のこういうような検討委員会、学識経験者4人とあと自治会の代表の方1人入った委員会で、ワークショップをやりながら提言がその委員会から出てきて、それを我々町として基本方針として公共施設再編のこの業者を決めて、まずどうやってやっていきましょうかっていうのを来年度の令和6年度から進めていく。その中でアンケートをとったり、またワークショップやっていこうかというようなことで、公共施設再編というのは進んでいきます。ただ、学校の跡地利用についてはまだその前段、前段の前段でございまして、これから何やっていくのかというと、まず検討委員会というのを立ち上げます。そこには自治会の方であったり、学校の関係者であったり、あるいは学識経験者であったりという方が入っていただいて、それで、西地区には学校が三つございますので、それぞれの学校について全体的な基本方針、どういう使い方をしていくのかっていうところを住民の

方と一緒に考えていきたいという考えでございまして、そこに全く住民の意見を聞かないのかというわけではございませんでして、そこに例えば自治会の方、集まっていたいていろいろなお話させていただいて意見を求めるとか、そのアンケートということにこだわらずに、いろいろな形で住民の皆さんの御意見をお伺いしながら、学校の跡地利活用について、どういう形がいいのか、望ましいのかっていう基本的な考え方を整理させていただいて、それから進めさせていただきたいということでございます。使い方についてはいろいろな使い方があるかと思います。例えば、行政として何らかのものを使っていく、あるいは公共的な団体、ほかの学校施設が中に使いたいということもあるでしょうし、全く民間の事業者が来るということも考えられるでしょうし、そういった使い方をどう整理していくのかっていうのをその検討委員会の中で議論して、基本的な方針としてまとめさせていただきたいというふうな思いを持っております。

よろしゅうございますでしょうか。以上でございます。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

同じようなこと、単純ですよ。もう本当にもしこれが理事者の方々に間違っていたら申し訳ないけど、同じようなことを進めていくのになぜやり方が違うのかなってのが単純な質問なんですけど、理事者の方々にとったら実は同じじゃありませんと。しかもこっちの義務教育学校のほうはまだ後発だから、今こういう形になってますって理解をまずはさせていただきますので、違ったらまた後で言ってください。違いますよって。これはそんなにどうこうじゃな

いから。

次の防災に入りたいと思います。防災書いてますよね。4番です。これはこれです。

そういうふうにも勝手にまとめました、頭の中で。防災なんですけども、今回、先ほどの永谷議員も触れてましたけど能登で大震災がありました。最近の日本大きな地震が起きるたび、津波も含めて一つ一つ何か今まで想定していた以上のものが起きて、これでは準備が足りない。今もまた多くの自治体ほうが見直している最中で、今回このページ17ページのところに避難所の施設の整備って書いてあるんですけども、これはこれでどんなもんかなというふうな質問でちょっと上げさせていただいたんですけども、私自身一般質問でこれ出していますので、防災に関しましては。ですからそちらのほうでさせていただこうと思っていますので、これにつきましては触れないで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

以上で秋元美智子議員の質問を終わります。

次に、池田忠史議員を指名いたします。

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

議長に御指名いただきましたので、1番・池田忠史、町政運営方針についての質問をさせていただきたいと思います。

まず初めにですけれども、予算に関しまして、町財政について管野議員も質問でされてましたけれども、町の財政は今もずっと減収でずっと続いてきております。私も一般質問で何度か質問させていただいてますけれども、予算を組むに当たって基金を取り崩しての状況が続いておりますし、毎回收支のバランスを持った予算作成は必要だということはいつもおっしゃっており

ますし、ゼロベースでというお話もいつもされてはいますが、その辺はもちろんなんですけれども、税収が減っていく中で何らかの形でその税収を増やす努力はしていかないとだめだと思うんですけれども、その点に関してどのようにお考えなのか伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

税収を増加させるための努力についての御質問ですが、若い世代の移住を促進することや、例えばふるさと納税につきまして引き続き推進し、豊能町を応援してくれる人の情報発信の強化に努めていきたいと思っております。このふるさと納税につきましては基本方針の11ページにも掲載しておりますが、町内業者との連携を積極的に働きかけるとともに、ポータルサイトの運営会社との一層の連携を図り、多くの方に選んでもらえるサイトづくりの見直しなど収入の増加を図っていければと思っております。また、将来のまちづくりを示す上でも重要となってくるとは思うんですが、余野地区の国道423号沿いの企業の誘致の取組、あるいは幹線道路沿いや近隣商業施設周辺の一部について住民の利便性のある機能を持たせるよう用途地域の見直し、さらに沿道地域内の規制緩和に伴い、沿道区域内での店舗開業される方に対する支援制度を設けるなど、これらの取組に新たな店舗が増えれば地元の雇用も拡大し、人流も増え、地域の経済効果が出れば将来の税収アップにもつながると思っております。今後引き続き他の自治体の事例も参考にしながら、着実に税収の増加に向けた幅広い取組を進めていきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1 番（池田忠史君）

今おっしゃったとおり人口増加策も必要ですし、沿道の賑わいづくりも必要だとは思いますが、現実的なものとして、人口の流入に関していえば、今も人口自体が、日本の国自体が人口の減少の中で人の取り合いの状態になっている。そういった環境の中で特にこういう豊能町であったりとか山間部、田舎のところっていうのは、なかなか人口の流入を増やすことはなかなか難しい状況になっているところなので、特に生産年齢人口の増加というのはなかなか難しくなっているというふうに私は考えていますし、国道沿いの賑わいづくりにしてももちろんいろいろな規制の緩和はもちろんありがたいことですが、実際それをする土地がないっていうところが大きいと思うんですよね。実際423号沿い、今度コメリさんが来ますけれども、じゃあほかにそれだけの大きな企業を誘致するだけの土地があるのかっていうと、なかなか探してみるとそういう場所がない。どうしても平地が少なくて山間部の豊能町の中ではそういったこともなかなか難しいと思うんです。ふるさと寄附に関しましても、以前にも私も質問の中でさせていただいてますが、やっぱり寄附をしてもらうようなアイテム数ですよね。もっと増やしていかないとだめなのと、そういった状況を、いろいろな寄附を増やしておられるところの現状を把握して確認してもっと勉強しないと、今、何か増やします増やしますって言っても実際には去年、減少傾向ですよ。なので、やはりそういったものも含めてもっといろいろと考えて行動していかないとだめなのかなと思います。これは意見なんですけどね。

昨年度の予算の中で、ガバメントクラウ

ドファンディングを使った起業家の支援事業を行うようなこともありましたけれども、これも町の事業を町のお金でなく、そういうクラウドファンディングによって賄うといたら変ですかね。ちょっと助けてもらう形で事業ができる。先ほど中川議員が人材派遣の話はされてましたけど、ではなくて、事業自身のお金を一部負担してもらうような形のこともできると思うんですけれども、この実際去年の予算に上がっていたこのガバメントクラウドファンディングに関してはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

クラウドファンディングを使った起業家の支援というような制度がございます。ですが今年度、ちょっと今詳しくは承知しておりませんが、その制度を活用して今年実績が上がったとかというところはちょっと報告を受けておりませんので、制度はあるものの、その活用は今、実態としてないのかなと思っております。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1 番（池田忠史君）

いずれにしても今の現状ではなかなか町の財政が厳しい厳しいという話だけです。で、いろいろな提案を私もさせてもらいましたけれども、できるだけ何らかの形で町が負担するのを、先ほどの交付金の話もそうですけれども、町の負担を減少しながら必要な財源を確保していろいろなことに取り組んでいただければと思います。これはお願いというか要望で終わらせていただきます。

続きまして基本指針の1番について全体的な話なんです、まず9ページ、10ページの辺りに、ごめんなさい、子どもの産める環境づくりという話がありましたが、今現状、なかなか子どもを産むというのにお金がかかるから産まないという環境があり、またその前に結婚、まずお金がかかる、自分のお金は自分で使いたいという方も増えてきた中で結婚自体も減ってきている。したいという願望も少ないというお話もあります。豊能町として、結婚なり出産したときの、出産、結婚祝い金であったり出産祝い金等、そういったものを補助してはどうかとは思いますが、どうでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

結婚や出産に対する補助のような経済支援は総合まちづくり計画や総合戦略に掲げる取組を着実に推進することと併せて、若い世代に豊能町を選んでいただき、定住してもらうための誘引策として一定の効果はあると考えております。しかしながら、新たな財政負担が生じることから、また本町の厳しい財政状況では多様な経済的支援は難しい状況でありますので、現在、今のところ結婚、出産に対する補助金は考えておられないという状況でございます。出産補助ではないんですが、その町政運営方針の、先ほどおっしゃいました安心して子どもが産める環境づくりというところで、お金ではないんですが様々な施策は打っていつてという状況でございますので、それも併せながら取組を進めていきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

よく近隣のという話をされるので近隣のお話をさせていただきますけれども、池田市、出産の前に結婚のおめでとうございすということで、これちょっと皆さん、これ市がやってるわけじゃないですよ。各事業所さん、近隣の池田市にある事業所さんに協力をいただいて、例えば名前出していいのかな、あれなんですけど、例えば不死王閣さんであれば露天風呂を2名御招待とか、そういう事業所さんに協力をいただいてやっておられますよ。お金じゃないんです。ほかのところでも、何か御飯食べるのに好きな料理2,000円分無料で食べれますとか。別にそういった分でされてるんすよね。池田の場合。あと、出産の祝い金も御存じのとおりですけど、第三子産まれますと、車がもらえるわけじゃないんですけどね、あれ実際には。3年間リースして、その後、欲しければ購入もできますし返すこともできる、ていうのもありますし、あと池田の場合は第一子、第二子が生まれた場合には1万円の積み立て、1万円入った状態で子どもを育てるための積み立ての通帳を池田泉州銀行と協力して通帳を配っておられます。第三子の場合はそれを5万円にして5万円の通帳をお渡しされている。積立預金型の通帳を渡されてるとか、そういったことをされてるわけですよ。ほかはちょっといろいろ見たけどなかったんで池田市だけの例になりますけどね。そんなに、豊能町今、子ども何人、年間大体何人ぐらい生まれているか御存じですかね。大体50人前後なんですよ。50人に1人1万円の、第一子だったらですけど1人1万円、50万円です。例えばですけど。そんなに財政の負担ではない形ですよ。それ以外にも、これは豊能町だけに限らず、今実際されてる縦走型の支援の5万円、5万円、10万円もらえる

やつもありますよね。あれももっとアピールしていかないと、全市町村ほぼ全部されてると思うんですけど、豊能町でももちろんやってますよということをホームページで調べてもなかなか出てこないんです。見ても、これで補助金もらえるんやっていうのは全くわからないんですよ。なので、やはり先ほどからいろいろありますけど、そういうお金、補助金がもらえたりとか支援してもらえる分っていうのは、もっと表側に見えるような形でしていかないとだめだと思うんですよ。今回、8ページのほうにもいろいろと子育て支援の事業でいろいろしていただけてますよね。給食費の無償化とか、その他いろいろ。これって子育て支援なんですよ。生まれた人に対する支援なんですよ。ではなくて、まずはその前に産んでもらわないと少子化の対策にはならないので、産んでもらう対策として、今言ったような池田市を例に挙げましたが、豊能町でも何か違った施策をして、少しでも今の50人が60人、70人になるようにしていただくことが大事だと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりでございます、産んでいただく、それから育てていただく、それから地域で育て豊能町の地域でしっかりと育ていただくという、そのストーリーは必要だと思っております。6年度につきましては、5年、6年度につきましてはどちらかといいますとそこにお住まいをいただく。ある意味地域で育むというところに今ちょっと力点を置いてございますので、議員のおっしゃいました御意見も踏ま

えて次年度以降もいろいろと検討してまいりたいと思っております。申し上げますのは、特効薬は私いつも申し上げるとおりないと思っております。いろいろなその処方を打っていきながらやっていくということでその処方が効かなければまた違う処方を出すというようなことになってまいるかなと思っておりますので、そのことも踏まえまして議員の御意見については承りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

今後も豊能町の人口を増やすための施策だけではなくて、もちろん子育てについても、今町長がおっしゃったように、先々生まれた子どもたちが学校の町で過ごせる環境づくりをしていただくようお願いしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（永並 啓君）

以上で、池田忠史議員の質問を終わります。

次に、高尾靖子議員を指名いたします。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

高尾靖子でございます。もう今日は朝から大分いろいろとありましてお疲れかと思えますけれども、もう1人ですのでよろしく願いいたします。

町政運営方針について質問させていただきます。今回の町政運営方針結構長くありましたけれども、とても丁寧で、町政を網羅した文章というか、運営方針になってると思ひまして、評価できると思っております。その中であえて一般質問にも出している分もありますけれども、質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

一つ目は7ページから8ページにかけて

のことです。一つは、「住民主役のまちをつくり出す“ひとづくり”」についていうところから始まって、8ページ、安全・安心の学校給食の一部補助、中学校は無償化と継続を評価したいと思います。今後、まちづくり、人口増を見据えて、給食無償化を恒久的に実施することを望みますが、求めますが、お考えはいかがでしょうか。この点をお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

原材料費や人件費の高騰に伴う物価高騰によりまして、給食の食材費用に影響が出てきて、給食費の見直しをどうしていくかという検討をしていく中で、自治体の施策の一つとして給食費の無償化などが保護者負担の軽減策として実施されており、大阪府内の多くの自治体でもそういった取組をしております。本町におきましても自治体施策の一環といたしまして、先ほど町政運営方針に記載させていただいたとおり、小学校給食費については一部補助、中学校給食については無償化を実施しております。令和6年度の当初予算案におきましても、これに係る経費を計上しているところでございます。小学校給食につきましては、現在のところ一部補助にとどまっておりますが、無償化につきましては、国でもそういった動きが一部見えているところもございしますので、国や大阪府の動きであるとか、本町の財政状況を総合的に考慮した上で判断していきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

今おっしゃいましたように、今全国的に給食の無償化が広がっているということは御

存じだと思います。新聞にも教育欄には無償化の自治体がざあっと掲載されておまして、これがすごくいい方向に進んでるんだなというふうに思っております。その中でここにあって、安全・安心の学校給食ということの一つ取り上げてみますと、給食は恒久化でぜひお願いしたいんですけども、食材が高騰してるということも一つの補助対象になってきているということだと思いますけれども、地元の地産地消の食材を使っているということも含めて、これからもっと安心・安全の食材を豊能町で作っていく、そういうところは近隣にも伺えられるんですけども、亀岡市や、今ちょっと思い浮かばないですけど、次々と有機栽培で頑張っておられる自治体もあります。こういうようなことも含めて、私、農業施策のほうもちょっと書いてたんですけど、どうも消えてみたいで、その辺が今後は求められていくんじゃないかなと思うんですけども、今度地産地消ということでは今後はどのようなお考えなのか、ちょっとお聞きしておきたいなと思ってるんですけどもいかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

学校給食におきましては、これまでも食育や地産地消の観点から、地元産の食材を活用して実施しております。自校給食の場合であるとか、デリバリー給食の食材として、例えばお米は豊能町産のキヌヒカリであるとか、高山の真菜やその他の野菜、副菜としても納豆も供給しております。ただ、全ての食材を地元のものに限定できるかといえば、食材によっては確保が難しいものであるとか、一年中を通して全ての学校に供給できるほどの量を生産するのは難しい

状況にあるということもお聞きしております。今後は関係機関とも供給の調整を協議いたしまして、できるだけ豊能町産のものを使用できるように進めていきたいと考えています。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

ありがとうございます。ぜひ今後継続してそういうふうに安心・安全の食材が賄えるような豊能町であってほしいなと思っておりますので、協議のほうもまた続けていただきたいと思います。

次に9ページの件でいきます。

高齢者が安心して生活できる環境は重要です。住民主体のまちづくりについては関わる人材育成が求められていると思います。どのように取り組まれるのですか。お伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

高齢者が安心して生活できる住民主体のまちづくりに係る人材育成の観点からお答えしたいと思います。これまでも展開してまいりました認知症サポーター養成講座や地域の高齢者等が主体的に介護予防や認知症予防に取り組む「通いの場」の普及につぎまして引き続き積極的に進めることも、お尋ねの住民主体のまちづくりに係る人材育成の一環かと考えてございます。またそのほかにも、共助の意思を持って参加した会員同士が掃除や買い物などの家事援助のほか、対価を得ながらお互いのニーズに応える有償ボランティア団体の取組が進みますので、引き続き地域住民の方々と相互連携しながら、高齢者が安心して生活でき

る環境への取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

ぜひそのように、民生委員さんやヘルパーさんなど、本当に高齢者が多い中で頑張っておられるのはよく聞きます。その点で頑張っていたきたいなというのと、丁寧にその施策を進めていただきたいと思います。

先ほど、先々月ですけども視察に行った先では小中学校から福祉教育の学習を学校でしてるっていうふうなことを聞きましてそういう高齢化している社会に対して関心を持ってもらえるような、そういうことを学校でやってるということも聞いたんですけども、そのようなことは今後はお考えにならないでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

町内の小・中学校では、人権教育の中でボランティアグループをゲストティーチャーとして招聘し、手話や展示、車椅子などの福祉体験学習を行っています。また、小学校におきましてはほかに、認知症について正しく理解し応援者となるための認知症サポーター養成講座、これは講師の方として、例えば社会福祉協議会の方や地域包括支援センター、豊能町認知症キャラバンメイトの方をお招きして実施しております。子どもたちが認知症サポーターとして自分なりの方法でその後の地域の支え合い活動につながられるように学習の機会を設定しているところでございます。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

今おっしゃったことはすごくいいことでこれから何か楽しみな感じがいたします。頼もしくなるんじゃないかなというふうに思いますが、その点、これは定期的に実施されているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

この点につきましては教育課程の中に組み込まれておりますので、今後も何らかの形で定期的に行っていく予定をしております。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

高齢化をしていることがつくづく感じられることが先日データが出ていたのを見てびっくりしました。本町の住宅にお住まいの方が2000年から2020年の3年間の間、死亡者数が756人ということで、孤独死もありコロナで亡くなられた方、自殺の方が6人がいてた。そういうようなことがありましてびっくりしております。自宅で亡くなってる方も144人というふうなことが756人の中に含まれてるんですが、こういうことがないように高齢者を本当に私どもも含めてきちっと温かい施策を続けられるようなことをしていけたらいいなと思いますので、その点ぜひとも、子育てのところから、義務教育の頃からそういう関心を持っていただけで、将来に向けて温かい高齢者福祉ができるようお願いしたいなというふうに思います。これはこれで置いておきます。

次いきます。次は16ページの「緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”」についてでございますが、その中で1番ですが、A I オンデマンド交通のことなんです。スマ

ートシティ事業に見られるように一方的な交通の決め方ではなくて、これからもアンケート結果で重視していかれると思いますけど、住民や企業、行政の三者一体となって納得のいく話し合いが重要だと思っております。温かく優しいまちづくりを東西ともに広げることが大事だと思っております。その点でこの間の有料のオンデマンド交通は無料化のときの3分の1にも満たないんじゃないかなというふうに思っておりますが、利用料が高かったんで本当に走らせてあげてるといような感じがしてしょうがないんですよね。初乗りで300円だったことがあったんで、その辺で今後はアンケート結果を踏まえて、その乗降客者が少なかった理由をしっかりと踏まえていただき、乗降する箇所は増やしていただいて利便性はあったかもしれませんけれども、やっぱり料金の問題は高齢化の町にはすごく負担が大きい。そういうことなので、その辺を反省していただき、本当に優しい使いやすい、利用しやすい交通をお願いしたいと思うんですね。寝屋川市のこともお伝えしてきておりますが、そこを参考にということを聞いておりますので、その点今後、十分勘案した上で温かいオンデマンド交通にしていきたいと思っております。これは強く要望しておきますが、よろしくお願いします。

あと、町内の道路公園の安全を維持確保するため人材確保が求められていると思います。どのように取り組まれるのかをお聞きいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

私のほうからは、道路公園の安全管理の観点からお答えいたします。まず道路の維

持管理のほうですが、現在ですけれども重要構造物であります。道路の舗装とか橋梁、トンネル、カーブミラー、あと道路の照明灯などがございます。これらにつきましてはそれぞれ個別施設計画を立てまして、その計画に基づき国費を活用しながら現在修繕を行っておるところです。続いて公園のほうの安全維持管理のほうですが、こちらのほうについては都市公園法の施行規則に基づき、平成30年度の4月からですが、年1回の定期点検が、公園の遊具のほうですけれども、定期点検が義務化されておりますので、この公園施設点検技士の資格を有する職員が直営にて、職員数はもう減ってはおりますが、その中でも何とか直営で定期点検を実施して、修繕については現在予算の範囲の中で実施しているというところ

です。

○議長（永並 啓君）

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

私のほうからは人材の確保について答弁させていただきます。現在、公園施設を安全に利用していただくために職員が除草剪定、公園用具の点検等を行っているところです。退職等により維持管理に必要な職員に欠員が生じる場合は事前に担当課と協議し、維持管理業務に支障を来さないよう事前に広報してホームページ等で職員の募集を行うなど、人材確保に努めているところでございます。また技術的な面では研修にも職員が参加してスキルアップにも努めているところでございます。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

ありがとうございます。

道路の補修っていうよりか歩道なんかの

補修、そういうのは個人的に良心的に自分でセメントを持ってきて直してる方もいてはりました。東ときわ台でそういう方がいてはります。あと、やりたい人もおられるんですよね。そういうところのお金がないから雇えないとかそういうことではなく、安心・安全のまちづくり、ぜひ努めていただきたいと思うんですね。

以前に光風台からときわ台に上がるちょっとした階段があるんですけれども、レンガというかタイルが欠けていてちょっと引っかけりそうな危ないところがあったり、そういうようなところもやはりなかなかそこまで手が回ってないっていうところがあるようなので、そういうところも、小さいですけれどもこまめにできる方もいてはるんじゃないかなと思うんですね。こういうことが本当好きで豊能町の全体よく知ってる方もいてはりますし、そういうところでの協力というか雇用体制も必要かと思いますので、その点、今検討していくような、雇用っておっしゃってましたけれども、その点もやりたい人がいらっしゃったらぜひ協力をしてもらい、その辺の対応、歳費も用意しながら、安全なまちづくりを意識的に進めていっていただきたいと思います。

以上よろしくをお願いします。終わります。

○議長（永並 啓君）

以上で高尾靖子議員の質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

次回は3月5日午前9時半より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 3時53分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

令和6年度町政運営方針

第4号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて

第5号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件

第6号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件

第7号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件

第8号議案 豊能町介護保険法関係事務手数料条例改正の件

第9号議案 豊能町子ども・子育て審議会条例改正の件

第10号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件

第11号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件

第12号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件

第13号議案 豊能町介護保険条例改正の件

第14号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件

第15号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件

第16号議案 豊能町宅地造成等規制法関係事務手数料条例を廃止する条例

第17号議案 豊能町奨学資金条例を廃止する条例

第18号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件

第19号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件

第20号議案 令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件

第21号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第5回）の件

- 第22号議案 令和6年度豊能町一般会計予算の件
- 第23号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第24号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算
の件
- 第25号議案 令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第26号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第27号議案 令和6年度豊能町下水道事業会計予算の件
- 令和6年度町政運営方針に対する質問

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議 長

署 名 議 員 2 番

同 3 番